資料４

「広島市こども・若者計画」における事業の実施状況（令和７年度）及びこども・若者・子育て施策関連予算（令和８年度）

令和８年８月３１日
こども未来局

・　新規・拡充等別欄は、令和８年度に新規に取り組んでいる事業や内容の拡充を図っている事業の中から主要な事業を示している。
・　独自制度欄の「◎」は本市が独自に予算化している事業を、「○」は国等が予算化している事業に、本市独自の取組を付加した事業を表している。
・　網掛けは再掲の事業を表している。

基本的視点１　こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策（１）　妊娠・出産支援と母子の健康の増進

（単位：千円）

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
1		母子健康手帳（親子健康手帳）の交付	妊娠の届出をした妊婦に対し、母とこどもの健康を管理するため、妊娠・出産・育児に関する状況などを記録する母子健康手帳を交付する。	2,310	2,763	交付数(冊)	7,795	ホームページの作成 市民と市政への掲載	
2		ひろしま子育て応援アプリの配信及び利用促進	子育て家庭が容易に子育て支援情報を取得することができる、スマートフォン向けアプリを配信し、健康診査や予防接種、地域の子育て情報のプッシュ型配信を行うとともに、アプリから妊娠届や乳幼児健康問診票を入力できるようにする。	35,818	42,133	新規登録者数（人）	9,175	－	○
3		子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【１-(6)-①、３-(1)-④⑤】	479	462	配布数（部）	14,000	14,000	
4		妊婦及び乳幼児をもつ保護者に対するたばこの害についての啓発	喫煙している保護者や同居者に対し、母子健康手帳交付時や乳幼児健診の機会を捉えて、喫煙や受動喫煙に関するリーフレット等の配付や、禁煙相談を行う。	141	336	喫煙に関するリーフレット等の配付（件数）	7,321	7,905	○
5		「おひざにだっこのえほん」冊子の作成・配布	親子が乳幼児期から絵本を通してふれあい、読み聞かせやおはなしを楽しむため、こども図書館において乳幼児向け絵本のブックリストを作成し、保健センターが「こんにちは赤ちゃん事業」により乳児がいる家庭を訪問した際に配布する。また各区保健センターでのおはなし会においても配布する。	指定管理者料に含む	指定管理者料に含む	①「おひざにだっこのえほん」冊子の作成・配布部数 ②各区保健センターのおはなし会開催回数	①0部（隔年で作成・配布） ②58回	①18,000部 ②45回	◎
6	新規	こども・子育て支援に関する情報発信の強化	広島市公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳによる子育て家庭への情報発信を強化し、こどもや子育て支援等に関する情報を積極的に提供する。	860	－	－	－	－	○
7		子育て世代向けインスタグラム「広報ひろしま おやこと市政」	子育て世代を対象に、広報紙「ひろしま 市民と市政」に掲載した記事を中心に子育てに役立つ情報をインスタグラムで発信する。	3,579	4,620	フォロワー数 (4/1時点)	7,974	0	◎
8		妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・育児に関する助言や情報提供等を行う。【２-(1)-①】	39,307	32,445	フォロワー数 （アカウント）	8	8	
9		こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【１-(6)-①、２-(1)-①】	944	962	訪問人数（人）	1,954	2,133	
10		家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【１-(6)-①、２-(1)-①】	12,532	12,406	訪問数（件）	10,627	11,687	
11		健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に、公民館や集会所等において、子育てに関する相談等を実施する。【１-(6)-①】	306	296	開催回数（回）	718	717	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
12		地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【１-(6)-①、３-(1)-②】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	所内相談・指導件数（件）	844	981	
13		パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【３-(1)-⑤】	3,596	2,643	参加者数（人）	2,337	2,285	
14		きんさい！みんなの保育園事業（はじめての子育て応援事業）	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【３-(1)-⑤】	18,565	17,124	実施回数	54	－	◎
15	拡充	妊娠・出産包括支援事業（産後ヘルパー派遣事業）	産後１年未満の産婦を対象に、産婦の自宅に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、家事や育児等の支援を行う。【２-(1)-①】	5,827	2,810	訪問人数（人）	251	151	◎
16	拡充	産後ケア事業	産後１年未満の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。【２-(1)-①】	56,774	51,174	利用人数（人）	1,057	281	
17		風しん抗体検査事業	先天性風しん症候群や風しんのまん延防止を図るため、妊娠を希望する女性とその同居者等を対象とし、風しんの予防接種が必要である者を効果的に抽出するための抗体検査を実施する。	10,303	10,709	延べ検査者数（人）	1,943	1,535	○
18		不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療と出産につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。【１-(7)-②】	149	89	助成件数（件）	23	1	
19		妊婦一般健康診査	妊婦の健康を保持するため、産科医療機関等に委託して健康診査を行う。	715,410	710,295	延べ受診件数（件）	93,794	100,826	
20		妊婦歯科健康診査	妊婦及び生まれてくるこどもの歯と口の健康を保持するため、歯科医療機関に委託して歯科健康診査を行う。	20,374	21,263	受診者数（人）	3,921	3,821	
21		産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図り、産婦の健康を保持するため、産科医療機関等に委託して健康診査を行う。	56,955	57,680	延べ受診件数（件）	12,404	12,116	
22		低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦を対象に、妊婦健診の受診状況などを把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。【１-(7)-②】	94	156	助成件数（件）	16	18	
23		先天性代謝異常等検査	ある種の酵素が不足する先天性代謝異常等の２０疾患を早期に発見し、適切な治療につなげるため、生後２～７日の新生児を対象に血液を採取し、専門の検査機関で検査を行う。	24,600	25,457	延べ検査件数（件）	14,774	14,711	
24		新生児マススクリーニング検査に関する実証事業	先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡充に向けて、国と連携し、新たに３疾患について専門の検査機関で新生児の検査を行う。	40,943	52,363	延べ検査件数（件）	20,709	20,396	
25		新生児聴覚検査	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、生後28日未満の新生児を対象に、医療機関に委託して新生児聴覚検査を行う。	38,820	39,847	受診者数（人）	7,525	7,091	
26		1か月児健康診査	１か月児の健康の保持増進を図り、育児上問題となる事項を把握するため、医療機関に委託して健康診査を行う。	44,862	47,427	受診者数（人）	6,868	2,169	
27		乳児一般健康診査	乳児の健康の保持増進を図るため、医療機関に委託して健康診査を行う。	59,202	75,410	延べ受診件数（件）	10,238	11,389	
28		４か月児健康診査	疫病の予防や健康の保持増進を図るため、４か月の乳児を対象に、小児科医師、保健師、栄養士等により集団で健康診査を集団で行う。	7,335	6,968	受診者数（人）	7,071	7,242	
29		１歳６か月児健康診査	身体発育・精神発達の面で行動や機能等がはっきりしてくる１歳６か月児を対象に、集団で内科・歯科や心理面の健康診査を行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養や育児に関する相談・助言を行う。	10,104	9,686	受診者数（人）	7,220	7,798	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
30		３歳児健康診査	幼児の心身の発達の上で特に重要な時期に当たる３歳児を対象に、集団で内科・歯科や心理面の健康診査、視聴覚検査を行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養や育児に対する相談・助言を行う。	18,535	17,322	受診者数（人）	7,579	8,608	
31	新規	５歳児健康診査	発達障害などのこどもの特性を早期に発見し、就学前の適切な支援につなげるため、令和９年度からの本格実施に向けて、対象者を限定して試行的に５歳児健康診査を実施する。	26,531	－	－	－	－	
32		５歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、こどもの発達や行動について不安を抱えている５歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【２-⑶-③】	5,607	5,405	相談件数（件）	249	267	
33	拡充	予防接種事業	予防接種法に基づき、ＢＣＧワクチンやＲＳウイルス母子免疫ワクチン等の予防接種を行う。	2,725,291	2,543,383	延べ接種者数（人）	187,486	205,143	
34		小児救急適正受診啓発事業	急病時の電話相談事業等について掲載したマグネットシートを各保健センターで配布し、小児救急医療の適正受診を図る。	485	485	マグネットシート配付枚数（枚）	8,670	8,270	
35		小児救急医療体制の確保	舟入市民病院の小児科救急診療（２４時間・３６５日）、北部医療センター安佐市民病院の小児科夜間救急医療（日曜日（８月６日及び年末年始を除く。）の１８～２２時）等を実施する。	2,206,890	2,023,266	診察人数（人）	舟入市民病院（36,582）安佐市民病院（564）	舟入市民病院（41,094人）安佐市民病院（560人）	○
36		広島市民病院での総合周産期母子医療センターの運営	母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、危険度の高い妊産婦や新生児に対する高度な医療を２４時間３６５日体制で実施する。	1,206,877	1,001,831	母体搬送を含めた院内産科からの入院患者数（人）	1,178	1,005	

重点施策（２）　乳幼児期の教育・保育の総合的な推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
37		民間保育園等整備補助（待機児童対策分）	地域の保育需要に応じて、民間保育園等の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。	－	－	施設数（施設）	0	0	
38		認可外保育施設認可化移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。【１-⑵-②】	60,738	－	施設数(施設)	0	0	
39		保育サービス相談事業	待機児童が発生しないよう、各区役所に保育サービスアドバイザーを配置し、一時預かり事業や幼稚園預かり保育など多様な保育サービス、希望する保育園等以外の通園可能な保育園等の情報提供を行い、保育ニーズと保育サービスを適切に結び付ける。	83	83	待機児童の解消につながった件数(件)	1,417	1,481	
40		私立保育園等１・２歳児受入促進事業	待機児童の大部分を占める１・２歳児の受入れを促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。【１-⑵-③】	－	14,249	施設数(園)	18	15	
41		保育士合同就職説明会の開催	私立保育園等が安定的に人材を確保できるよう、市内の私立保育園等合同の就職説明会を開催する。	3,387	3,542	参加人数(人)	246	302	
42		学生と若手保育士の交流会の開催	保育現場の様子等を理解した上で就職活動に臨むことができるよう、養成校の学生を対象に、若手保育士との交流会を開催する。	139	159	参加人数(人)	20	18	
43		保育士就職体験マッチング支援事業	就職先の選択肢を増やし、ミスマッチによる早期離職を防止するため、養成校の学生を対象に、保育園等での就職体験を実施する。	215	216	施設数(施設)	23	25	
44		公立保育園等ＩＣＴ化推進事業	公立保育園等における保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をＩＣＴ化するシステムの保守・運用を行う。	50,089	51,774	施設数（園）	87	87	
45		私立保育園等ＩＣＴ化推進等事業	保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をＩＣＴ化するシステムの導入や園内事故防止に資する機器購入に要する費用を補助する。	5,742	5,083	施設数(施設)	5	12	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
46		保育補助者雇上強化事業	保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇用している保育園等に対し、必要経費を補助する。	277,027	258,667	施設数(施設)	91	92	
47		保育士等処遇改善事業	私立保育園等に対し、勤続年数に応じ、国の公定価格に上乗せ補助を行う。	729,851	667,319	施設数（施設）	252	249	○
48		保育・介護人財サポート事業	地元企業、事業者、本市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇改善を図る。	56,177	53,817	会員数（職員数）	4,166	4,111	◎
49		高校生保育魅力体験事業	保育士の仕事の魅力を実感してもらうため、高校生に保育士の仕事を体験する機会を提供する。	1,184	752	参加人数(人)	873	538	
50		保育の相談窓口の運営	保育士や園長からの労働条件や職場環境等に関する相談に対し、適切な指導・助言を行う。	4,035	4,035	相談者数（人）	251	38	
51	新規	保育士宿舎借り上げ支援事業	私立保育園等における人材確保を図るため、保育士の処遇と就労環境の改善に一体的に取り組む私立保育園等に対し、保育士用の宿舎を借り上げるために必要な経費を補助する。	20,313	－	－	－	－	
52		保育士加配促進事業	私立保育園等において、保護者の多様なニーズに応じて保育サービスを充実させるためなど、国の配置基準を超えて保育士を配置した場合に、補助を行うことにより保育士の加配を促進し、個に応じた質の高い、安心・安全な保育環境の提供を図る。	235,533	221,422	施設数（園）	153	－	◎
53		保育園等職員の資質向上	保育士等を対象に階層別研修、保育専門研修、派遣研修等を行い、資質の向上を図る。また、各園の実態に合った職場環境の改善や保育内容の充実を図るため、園別研修を実施する。	4,085	4,085	研修参加人数(人)	4,715	4,485	
54		認可保育施設の指導監督	認可保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年１回立入調査を実施する。	-	－	施設数（施設）	336	314	
55		認可外保育施設の指導監督・研修	認可外保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年１回立入調査を実施するとともに、研修を実施する。	162	162	立入調査において文書指摘のあった施設数の割合(%)	0	0	
56		認可外保育施設の職員の衛生管理の強化	こどもの感染症の予防等を図るため、認可外保育施設において調乳や調理に従事している職員等に対し、腸内細菌検査（検便）を実施することにより、衛生管理を強化する。	466	376	施設数（園）	18	17	
57		きんさい！みんなの保育園事業（認可外保育施設等との交流）	認可外保育施設等のこどもを保育園等に招き、保育園児との交流を行うとともに、認可外保育施設等の職員に対して保育内容等に関する情報提供を行う。	18,565	17,124	実施回数（回）	20	19	◎
58		認可外保育施設認可化移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。【１-(2)-①】	60,738	－	施設数(施設)	0	0	
59		延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常（昼間）保育の後、１時間又は２時間の保育を行う。	773,881	798,618	施設数(園)	174	175	
60		休日保育	保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。	12,938	12,253	施設数(園)	4	4	
61		一時預かり（預かり保育）	保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。	125,968	106,344	施設数(園)	203	196	
62		病児・病後児保育	保育園等に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。	300,675	262,803	施設数(園)	13	13	
63		障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもとの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【２-(3)-①】	389,586	389,770	受入児童数(人)	486	514	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
64	新規	医療的ケア児の受入体制の充実	保育園等に通う医療的ケア児に適切な支援を行うため、園の看護師が休暇の取得等により不在となる時間帯に、訪問看護サービスによる看護師派遣等を実施する。【２-(3)-①】	6,645	－	－	－	－	
65		発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【２-(3)-①③】	－	－	参加者数(人)	509	548	
66		育児休業に係る保育支援の充実	保護者が第2子以降の育児休業を取得する際、育児休業終了日まで、保育園等に在園している第1子等の児童に対する保育を行う。また、保護者が、育児休業から職場復帰する１か月前から、新規入園児があらかじめ保育園等での生活に慣れるための保育（慣らし保育）を行う。さらに育児休業を終了し復帰する場合は優先的に保育園に入園できるよう取り扱う。	－	－	育休中の在園児数（人）	1,269	1,545	
67		市立保育園における「おむつのサブスクリプション」サービスの実施	公立保育園において、本市が選定した事業者と保護者が契約し毎月定額の料金を支払うことで、保育園に事業者から紙おむつやおしりふきが配送される「おむつのサブスクリプション」サービスを実施することにより、保護者や保育士の負担軽減を図る。	－	－	施設数（園）	86	0	
68		広島市幼児教育・保育ビジョンを踏まえた取組の実施	「広島市幼児教育・保育ビジョン」及び「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」に基づき、幼児教育・保育の一体的な質の向上と持続可能な提供体制の構築に向けた取組を進める。	－	－	拠点園候補園において、地域の幼稚園・保育園を招いて公開保育を実施した回数	13	15	
69		広島市乳幼児教育保育支援センターの運営	公立・私立を問わず全てのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、「乳幼児教育保育支援センター」を中心として、調査・研究や幼稚園教諭、保育士等の人材育成等を行う。	6,680	6,503	アドバイザー派遣回数（回）	379	362	
70		公立認定こども園の設置	医療的ケア児の受入れや地域の子育て支援機能、災害時等における私立園への支援機能など、公立園が担うべき役割を果たすための各区の拠点として、公立認定こども園の設置を進める。	1,590,032	1,180,465	整備を進めた施設数（園）	4	2	
71		幼保小連携の推進	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各小学校区に設置した幼保小連携推進委員会を中心に、スタートカリキュラム等に基づく取組を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等及び小学校教員を対象とした研修会等を実施する。	－	－	研修会回数（回）	4	4	
72	新規	公立保育園・認定こども園における施設の環境整備	公立保育園等において、防犯対策設備の設置等の安全対策に取り組むとともに、空調設備の設置、バリアフリー改修、トイレの洋式化などの環境改善や、園庭の遮光ネット・遊具等の改修を行う。	55,999	－	－	－	－	
73		私立保育園等の運営基盤の強化	私立保育園等の運営における職員の処遇改善、保育士の加配、運営費の確保に係る経費に対し、助成を行う。	1,543,041	1,422,443	施設数(施設)	226	226	
74		私立保育園等１・２歳児受入促進事業	待機児童の大部分を占める１・２歳児の受入れを促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。【１-(2)-①】	－	14,249	施設数(園)	18	15	
75		私立保育園休日保育事業補助	休日保育を実施している私立保育園において、国が公定価格で定めた上限人数（年間延べ1,050人）を超えて受入れを行った場合に、超過相当額を補助する。	4,672	4,793	施設数（園）	1	1	
76		民間保育園等整備補助（待機児童対策以外分）	民間保育園等が耐震化対策や老朽化に伴う改築・大規模修繕、フェンスやカメラの設置等の防犯対策等を行う場合に、一定の範囲で補助を行う。	169,815	113,860	施設数（園）	21	1	
77	拡充	私立幼稚園振興事業補助	教職員の研修及び教材教具の整備に係る経費の一部を補助する。	59,793	57,093	補助対象園（園）	95	93	◎
78		保育園等における性被害防止対策	こどもの性被害の未然防止や早期発見、プライバシー保護に取り組む。	5,900	11,000	実施園数（園）	（私立）106 （公立）30	－	

重点施策（３）　個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
79		学力向上の推進	一人一人の児童生徒が、確かな学力、異文化への理解に資する英語力、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、可能性を最大限に発揮できるよう、個に応じたきめ細かな質の高い教育を推進する。	17,317	8,868	学力向上推進に係る研究指定校数（校）	34	47	
80		道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師（心の先生）として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施し、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。【２-⑷-①】	1,788	1,798	「みんなで語ろう！心の参観日」実施校数（校）	小学校：139 中学校：63 中等教育学校：１ 特別支援学校：１	204	
81		生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実･強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【１-⑶-②③、２-⑷-①②】	427,123	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	212	○
82		「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。【２-⑷-①】	170	176	実施回数（回）	3	3	
83		「広島市いじめ防止対策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。【２-⑷-①】	3,254	2,882	実施回数（回）	2	2	
84		文化の祭典	学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全な育成を図る。	6,050	6,053	参加した児童生徒と来場者の合計人数（人）	16,757	16,402	
85		学校における花壇づくりの推進	植物を育てることや花を飾る体験を通して、こどもたちに花を愛でる楽しさを知ってもらうため、小学校等に対し、花壇を作るための資材提供や講師の派遣を行う。	843	1,057	実施（講師派遣）校数（校）	6	3	◎
86	拡充	体力向上の推進	児童生徒の体力向上に係る推進校を指定し、授業改善や体育授業の質の向上を図るために研修会等を実施する。	4,291	2,993	体力向上推進に係る研究指定校数（校）	小学校：2 中学校：2	小学校：1 中学校：1	◎
87		学校における保健教育の推進	生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育、薬物乱用防止教育等について、体育・保健体育などの教科学習を中心として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また、多様化・深刻化するこどもの健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の専門機関等の連携を推進する。	－	－	がん教育、薬物乱用防止教育等について、全校において学習指導要領等に基づいて実施した。（校）	212	212	
88		学校における食育の推進	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小･中･高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。また、小・中学校等においては、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。	417	426	実施内容	栄養教諭未配置校の食育をサポートする「栄養教諭による食育・学校給食サポート制」の実施	栄養教諭未配置校の食育をサポートする「栄養教諭による食育・学校給食サポート制」の実施	
89		学校給食の充実	自校調理場や給食センターの老朽化への対応、より安全でより効率的かつ持続可能な提供体制の構築といった様々な課題を総合的に解決するため、新しい給食センターの整備や受配校の順次拡大などの取組を進め、市立小・中学校等における全てのこどもたちに温かくおいしい給食を提供する。	1,464	4,063,231	令和8年1月に開所した北部地区学校給食センターの受配校とするなどにより、選択制のデリバリー方式を解消した学校数（校）	11	13	
90		学校における安全教育の推進	日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害について、安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、児童生徒等の発達の段階や、学校、地域の実情等を考慮した安全教育の推進を図る。	3,671	3,743	防犯教室実施園・校数（園・校）	230	230	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
91		学校の部活動における指導体制の充実	中学校、高等学校及び中等教育学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るため、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する。	112,517	106,592	部活動指導員の配置人数（人）	中学校：222人 高等学校：44人	中学校:197 高等学校:38	
92		こどもたちの平和学習推進事業	学校において「被爆体験を聴く会」や「平和を考える集い」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学年単位で行うことにより、取組の更なる充実を図り、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。【１-(5)-③】	3,616	4,177	被爆体験を聴く会実施回数（回）	220	202	
93		小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する小学校６年生の「子どもピースサミット」や中学生が英語で発信する「伝えるＨＩＲＯＳＨＩＭＡプロジェクト」、小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「全国こども平和サミット」などの取組を通して、平和についての意識の高揚を図る。【１-(5)-③】	2,291	2,631	こどもピースサミット参加校数（校）	144	142	
94	新規	平和記念資料館のこども向け展示の整備	こどもたちの平和学習の効果を高めるため、平和記念資料館東館の地下１階にこどもたちにも分かりやすい内容の新たな展示や学習スペースを整備する。【１-(5)-③】	165,446	32,108	－	29,311	－	◎
95		特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ＩＣＴの利活用を推進する。【１-(3)-③、２-(3)-④】	569,880	544,265	①インクルーシブ教育システム構築指定校数（校） ②専門家チーム委員による巡回相談指導（回数） ③学習サポーター・特別支援教育アシスタント配置人役数（人役）	①15（小9・中6） ②178 ③667	①15（小9・中6） ②168 ③666	○
96		広島特別支援学校における教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、３年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【２-(3)-④】	2,505	2,280	職場見学・職場実習の実施回数（回）	見学9 実習291	見学9 見学293	◎
97		障害のあるこどものための医療的ケアの実施	医療的ケアが必要な小・中学校等の児童生徒等に対して、看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。	8,148	7,898	看護師の配置数（人）	特別支援学校15人 小・中学校等21人	特別支援学校15人 小・中学校等23人	○
98	拡充	医療的ケア児の通学支援	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくても通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。【２-(3)-②】	40,261	17,504	実施件数（件）	9	8	○
99		就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年９月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【２-(8)-①】	－	－	各関係機関へ就学案内を配付（か所）	37	37	
100		帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【２-(8)-①】	25,598	25,060	日本語指導協力者派遣回数（回）	5,011	5,163	
101		夜間学級の運営	様々な理由により義務教育を終了できていない方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方などに対し、平日の夜間において生徒に応じた指導を行う。【１-(5)-③】	505	416	在籍生徒数（人）	二葉中:17 観音中:18 (R8.3.31時点)	二葉中:15 観音中:27	

No.	新規・拡充等別	名　　称	内　　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
102		生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実･強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【１-(3)-①③、２-(4)-①②】	427,123	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	212	
103		ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【１-(4)-①、２-(4)-②】	117,821	113,587	支援人数（人）	2,255	2,341	○
104	拡充	ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【１-(4)-①、２-(4)-②】	80,853	74,617	通室人数（人）	254	236	○
105		学校における人権教育の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。【３-(1)-⑥】	1,774	1,767	大学教授等を講師に招聘した校内研修会実績（回）	133	127	
106	拡充	小・中・高等学校におけるキャリア教育の充実	地域社会を担う人材を育成するため、地域・産業界と学校が一体となったキャリア教育や探究活動が充実するよう支援を行う。	20,711	8,739	キャリア教育コーディネーター配置数（人）	2	0	○
107		「ひろしまキャリア教育応援団」の運営	広島の産業に誇りや愛着を持って、将来の地域の発展を支える人材を育てるため、経済団体、本市及び教育委員会で構成する「ひろしまキャリア教育応援団」を運営し、経済団体と行政が一丸となって、中学生を対象としたキャリア教育の充実に取り組む。	－	－	受講生徒数	3,870	5,412	◎
108		高校生プロジェクト会議	市立高校の生徒が身の回りの課題解決に向けて、民間企業と連携して取り組むことにより、地域貢献の意識をかん養するとともに、地域を支える地元企業について理解を深める取組を推進する。	1,965	2,437	参加者数（人）	防災・交通：70 観　　光：42	防災・交通：76 観　　光：49	
109		中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	小中一貫教育校（似島・戸山・阿戸）における特色ある教育を展開するとともに、似島小・中学校、筒瀬小学校において、いきいき体験オープンスクールを実施する。また、湯来地域において、全ての小・中学校を統合した小中一貫教育校の新設に向けた取組を進める。	136,359	69,435	参加者数（人） （通学区域外）	95	102	
110		教職員配置の充実	少人数の学級編制や生徒指導体制の強化、小学校における教科担任制の充実など、本市の課題解決に向けた取組を推進するため、教職員配置の充実を図る。	－	－	少人数学級編制 臨時的任用教員（人）	中学校：29	小学校：33 中学校：31	
111		教職員研修の実施	教職員の資質・能力の向上に向けて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、経験年次研修等を実施する。	4,552	4,413	研修数（講座）	68	70	
112		教員の資質・能力向上の推進	各幼稚園・学校が、教育に関する専門的かつ実践的研究者を招へいし、研修会を実施することにより、教育活動の改善・充実とともに、教員等の資質・能力の向上を図る。	1,954	1,903	大学教授等を講師に招聘した校内研修会実績（回）	157	134	◎
113		生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実･強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【１-(3)-①②、２-(4)-①②】	427,123	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	212	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
114		特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ＩＣＴの利活用を推進する。【１-(3)-②、２-(3)-④】	569,880	544,265	①インクルーシブ教育システム構築指定校数（校） ②専門家チーム委員による巡回相談指導（回数） ③学習サポーター・特別支援教育アシスタント配置人役数（人役）	①15（小9・中6） ②178 ③667	①15（小9・中6） ②168 ③666	○
115		こころの健康相談(広島市学校保健会)	こどもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に、学識経験者による相談や専門の医師による指導・助言を実施する。【１-(6)-①】	4,020	3,745	専門の医師による指導・助言の実施（回）	18	16	
116		コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクール（地域団体の代表者等で構成される学校運営協議会を設置した学校）の仕組みを生かし、学校と地域住民が連携・協働する「地域とともにある学校づくり」を推進する。	13,953	13,953	－	－	－	
117		学校教育活動における地域連携の推進	地域社会を支える人材を育成するため、小・中学校等が地域と協議した上で、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」、「スポーツ・文化芸術」の中からテーマを選択し、地域人材等を活用した授業を実施する。	14,502	15,794	テーマ別実施状況（回）	自然・歴史：216 伝統文化：133 キャリア教育：90 スポーツ・文化芸術：13	自然・歴史：229 伝統文化：149 キャリア教育：116	○
118		まちぐるみ「教育の絆（きずな）」プロジェクトの実施	プロジェクト実施校の「絆実行委員会」のコーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を推進する。	56,700	56,700	実施校数（校）	63	63	○
119		ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、ＰＴＡ、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【２-(4)-①】	8,495	8,495	設置地域（中学校区）	62	62	
120		学校施設の老朽化対策等	主たる校舎が建設後30年以上経過した学校が９割を超えることから、「広島市学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的に老朽化対策としての改修・改築等に取り組むとともに、暑さ対策や生活様式等の変化に対応した環境の整備などを実施する。	2,419,451	1,475,388	実施設計等校数(校) 改修工事校数(校)	14 15	9 6	
121		ＩＣＴ環境の整備・利活用の促進	ＩＣＴを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりを推進するため、指導方法の研究や教材開発に取り組み、その成果を全校に普及させるとともに、多様なニーズに対応できるよう、ＩＣＴ環境の整備と利活用の促進に努める。	3,303,578	1,698,851	実施内容	教育委員会情報ネットワークシステムの運用等	教育委員会情報ネットワークシステムの運用等	○
122		個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システムの運用	教育ICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるとともに、学力の向上を含めた資質・能力をより一層確実に育成するために、AIを活用したデジタルドリル、協働学習支援ツール、デジタル教材等の学習支援システムを運用する。	170,030	170,078	－	－	－	
123		学校図書館の活性化	学校図書館の三機能（「読書センター」「学習センター」「情報センター」）を充実させるため、各学校の司書教諭と学校司書等が連携・協力し、蔵書管理等の環境整備や授業の支援、読書活動の支援等に努める。	4,958	4,968	－	－	－	
124		就職コーディネーターの活用	高校生の就職相談や雇用企業の開拓を行うため、教育委員会に就職コーディネーターを配置し、就職を希望する生徒の支援を行う。	8,309	8,114	事業所、学校等訪問回数（回）	495	395	
125		広島市の学校における働き方改革推進プランの推進	教職員の勤務時間外の在校時間と年次有給休暇に関する目標の達成に向けて、中学校の部活動において専門的な指導や週休日の大会引率などを行う「部活動指導員」や、教員の事務補助を行う「スクールサポートスタッフ」の配置などに取り組む。	524,954	472,166	部活動指導員配置校数（校）	中学校：63校 高等学校：8校	69	
126	拡充	休日の部活動の地域展開	中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに教員の働き方改革を推進するため、学校・地域の実情や、本市における各競技等の活動状況を踏まえながら、休日の部活動を段階的に地域展開できるよう、モデル校での検証を行う。	36,573	26,300	休日の部活動の地域展開モデル事業実施状況（実施校、実施クラブ）	部活動指導員等活用モデル：48校57クラブ 指導者派遣モデル：5校5クラブ	22校25クラブ	○

重点施策（４）　こども・若者の居場所の確保

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
127		放課後児童クラブの運営	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生に対し、健全な育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供する。また、保護者のニーズに対応するため、適切な負担軽減措置を組み込んだ利用者負担の下、サービスの向上を図る。	3,074,558	2,955,930	クラス数（クラス）	282	280	
128		放課後児童クラブ延長事業	放課後児童クラブにおいて、利用者のニーズを踏まえ、一定の利用者負担の下、長期休業中の朝の開設時間を延長する。	－	－	－	－	－	
129		放課後児童クラブ職員等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識や技能を習得させるため、放課後児童クラブ及び児童館の職員を対象に研修を行う。【１-(4)-②】	915	909	実施回数（回）	16	16	
130		民間放課後児童クラブ運営費等補助	学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行い、児童の受入枠の拡大を図る。	1,512,347	1,616,771	クラス数（クラス）	93	91	
131	新規	放課後児童クラブのサービス向上策の実施	長期休業中の昼食配送や利用申請手続等のオンライン化、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備など、放課後児童クラブのサービス向上策を実施する。	225,759	－	－	－	－	
132	新規	放課後児童クラブ利用料金の負担軽減	子育て世帯への支援の充実を図るため、令和９年１月から放課後児童クラブの利用に係る基本料金を引き下げるとともに、多子軽減措置の同時利用要件を撤廃し、拡充を図る。【１-(7)-①】	－	－	－	－	－	
133		放課後子供教室の運営	放課後児童クラブを利用する小学生も含めた全ての小学生を対象として、小学校の余裕教室や児童館等を活用し、地域との連携・協働により、放課後における学習支援や様々な体験・交流活動を実施する。【１-(5)-③】	1,388	1,388	実施学区数（学区）	1	1	
134		特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【２-(3)-①】	68,781	61,515	実施学校数（校）	4	4	
135		ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【３-(1)-①】	11,115	10,879	援助活動件数（件）	5,130	5,251	
136		少年サポートルームの運営	補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて、コミュニケーション能力の向上、規範意識の醸成を図るため、ボランティア等の協力を得ながら様々な体験活動等を行う。【１-(5)-②】	469	460	－	－	－	
137		ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【１-(3)-②、２-(4)-②】	117,821	113,587	支援人数（人）	2,255	0	○
138		ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【１-(3)-②、２-(4)-②】	80,853	74,617	通室人数（人）	254	0	○
139		広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【１-(6)-②、２-(4)-②】	12,126	12,126	相談支援件数（件）	延4,066	延4,033	
140		社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【１-(5)-③、１-(6)-②、２-(2)-②】	26,455	26,095	個別支援者数（人）	533	184	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
141		子育て家庭等居場所づくり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【２-⑹-②、２-⑺-②】	14,237	16,223	設置数（か所）	7	7	
142	新規	中高生の居場所づくり事業	中高生が学校や家庭以外で安心して過ごせるよう、フリースペースや自習室など新たな居場所を提供する。	5,226	－	－	－	－	
143		児童館の整備	児童館が未整備の小学校区について、学校の余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどによる経費の縮減を図りながら、早期の解消に向けて計画的な整備を行う。また、既存の児童館について、トイレの洋式化やプライバシー確保に向けた改修、空調の設置などの環境改善を図る。	713,498	639,921	整備数（館）	124	122	
144		児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【３-⑴-①】	1,253,162	1,348,942	整備数（館）	124	122	
145		放課後児童クラブ職員等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識や技能を習得させるため、放課後児童クラブ及び児童館の職員を対象に研修を行う。【１-⑷-①】	915	909	実施回数（回）	16	16	
146		放課後プレイスクール事業	児童館が未整備の小学校区において、児童の健全育成を図るため、学校施設等を活用し、地域の担い手により、放課後等の安全・安心な遊び場を確保する。	14,777	12,010	実施学区数（学区）	4	4	
147	新規	こどもの屋内遊び場の整備に向けた検討	こどもが天候等にかかわらず安全に安心して遊べる環境を充実させるため、健康科学館の閉館後の空きスペースを活用したこどもの屋内遊び場の整備に向けた検討を行う。	7,200	－	－	－	－	◎
148		公園・緑地整備	公園・緑地の整備を行うことにより、こども・若者の安全・安心な遊び環境の充実を図る。また、瀬野川公園や海老山公園など既存の公園において、子育てなど地域の状況や特性を踏まえた施設更新などを行う。	837,250	761,900	公園・緑地面積（ha）	1,008	1,007	○
149		ちびっこ広場の整備	こどもの心身の健全な発達を図るため、街区公園・近隣公園等の補完的な施設として、遊び場を整備する。	13,044	18,315	設置数（箇所）	168	167	
150		三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター・こども村の運営	心身ともに健全なこども・若者の育成を図るため、豊かな自然環境の中での集団宿泊訓練や学習活動など体験活動の場を提供する。	296,474	281,519	利用人数（人）	150,504	145,589	
151		社会教育施設や文化・スポーツ関係施設の運営	公民館等の社会教育施設や、区民文化センター等の文化関係施設、スポーツセンター等のスポーツ関係施設を設置・運営する。	指定管理者料に含む	指定管理者料に含む	実施内容	公民館等の社会教育施設の運営	公民館等の社会教育施設の運営	
152		公共施設を利用した青少年活動支援事業	青少年活動を支援するため、青少年のグループが、公民館を利用する日の1週間前から当日までの間に予約し利用する場合に、使用料を減免するモデル事業を実施する。また、青少年が利用しやすくなるよう、需要の多いダンス用の鏡やWi-Fi機器など公民館の環境整備を行う。	－	－	利用人数（人）	143人	－	
153		青少年センターの運営	こども・若者の健全な育成を図るため、文化芸術等の知識を高める研修会や講習会のほか、利用者同士の交流会や成果発表会などを実施するとともに、こども・若者の自主的な活動の場を提供する。	95,432	99,347	利用人数（人）	286,428	251,506	
154		国際青年会館の運営	こども・若者の国際相互理解と国際友好親善を深めるため、外国人との交流会や語学講座の実施など、研修や交流の場を提供する。	48,356	51,030	利用人数（人）	15,722	16,159	
155		青少年野外活動施設の再整備	老朽化等の課題を抱えている青少年野外活動施設について、自然環境を生かした体験活動やレクリエーションなどが行える施設として再整備する。（三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター、こども村）【１-⑸-③】	71,124	85,065	利用人数（人）	150,504	145,589	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
156		冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【１-(5)-③、３-(1)-①】	8,325	5,252	開催場所（か所）	3	3	
157		中央公園ファミリープールエリアの再整備	ファミリープールを含むエリア全体を、親を含めた保護者やこどもたちが将来に夢や希望を持てるワクワクする、日常的に安心し平和を実感できる場としていくことを目指し、様々な機能を持つ新たな施設を整備する。	23,200	66,600	実施内容	サウンディング調査、公募準備等	基本構想策定	◎
158		インクルーシブな公園づくりの推進	誰もが、多様性を尊重し、自分らしく、安全・安心で快適に、心豊かに過ごすことができるようなインクルーシブな公園づくりに取り組む。	4,893	4,619	実施内容	インクルーシブな公園の整備方針の策定	－	
159		広島広域公園の活性化	地域住民等と連携し、広島広域公園の新たな魅力の創出に向けた取組を行うとともに、再整備計画に基づく広島広域公園の施設改修等を行う。	72,200	698,709	実施内容	入口広場エリアの基本設計、陸上競技場大型映像装置の改修等	再整備計画策定	
160		安佐動物公園の再整備	安佐動物公園がこれまで果たしてきた社会的意義を継承しながら再整備を進め、幅広い層に受け入れられる施設としての新たな魅力の創出に取り組む。	99,000	126,800	実施内容	キリン舎・シマウマ舎放飼場整備等	キリン舎・シマウマ舎放飼場整備等	
161		身近な公園の再生	既存の街区公園等を、市民が主体となり、公園利用のための独自のルールづくりや地域のニーズに合った施設づくりを行うことにより、市民が安心して使える利用しやすい魅力ある公園として再生させる公園づくりを支援する。	536	536	支援件数（件）	15	11	◎
162		広島市立学校体育施設開放事業	市立小・中・高等学校の屋外運動場・屋内運動場や、中学校の武道場を、学校教育に支障がない範囲（平日の夜間や学校の休業日）で、地域住民に開放する。	7,055	7,055	実施校数（校）	198	198	
163		広島市立学校プール開放事業	夏季休業日に、児童等を対象に、小学校のプールを開放する。	1,130	3,329	実施校数（校）	11	11	
164		アーバンサイクルパークス広島（広島競輪場）の運営	競輪だけでなく、スポーツやレジャー等を楽しめる複合施設「アーバンサイクルパークス広島」を運営し、芝生広場がある公園エリアや、キックバイク、ＢＭＸ、スケートボード等を楽しめる場を提供する。	0 （施設所有者となる民間事業者が負担）	0 （施設所有者となる民間事業者が負担）	実施内容	R8.3共用開始	－	

重点施策（５）　こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
165		思春期保健対策事業	小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を提供するとともに、高校・大学生等を対象に、思春期保健に関する講演会を実施する。【１-(5)-③】	282	390	講演会等実施回数（回）	10	16	
166		思春期を対象としたメンタルヘルス相談窓口に関するカードの作成・配布	思春期を対象としたカード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の中学１年生と高校１年生に配布する。	327	323	配布枚数（枚）	28,000	29,000	
167		デートＤＶ防止対策	デートＤＶに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。	499	462	（パンフレット） 作成回数（回）	1	1	○
168		思春期精神保健に関する相談指導	思春期相談や診療、中学校・高等学校教員への技術援助・研修の実施、市立高校精神保健連絡会への参加・助言を行う。	3,608	1,913	開催回数（回）	151	102	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
169		思春期における保健教育の充実	市立の小・中・高等学校、特別支援学校において、学習指導要領に基づき、年間計画の下、こどもの発達段階に応じた性教育を行う。	－	－	学習指導要領に基づき、こどもの発達段階に応じた性教育を実施した。（校）	212	212	
170		高等学校の精神保健に関する研修会	精神保健に関する事例研究を通した研修会を、高等学校の教員を対象に開催し、相談指導体制の充実を図る。	－	－	高等学校教員対象の研修の実施（回）	3	3	
171		子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨	子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者が、ワクチンの有効性や安全性、接種の必要性を正しく理解できるよう、個別通知等により国から提供されるワクチンの効果や副反応に関する情報を周知するなど、安心して接種を受けられるよう効果的な普及啓発を行う。	1,161	2,395	延べ接種者数（人）	7,532	11,197	
172		学校における飲酒・喫煙防止教育の推進	禁酒・禁煙に関するパンフレットを作成し、小・中・高等学校に配布するとともに、各保健センターが、大学、専修学校等と連携し、学生等への飲酒・喫煙防止教育を実施する。	722	722	喫煙防止教室の開催回数・参加者数（回・人）	12 2,324	13 3,034	○
173		乳幼児の保護者への周知	こどもの受動喫煙の害について保護者への周知を図るため、乳幼児健診において配布するパンフレットに掲載する。	4か月児健康診査(28)、1歳6か月児健康診査(29)及び3歳児健康診査(30)に含む。	4か月児健康診査(28)、1歳6か月児健康診査(29)及び3歳児健康診査(30)に含む。	配布数（人）	21,870	22,972	
174		保育園児等に対する喫煙防止教育	将来の喫煙を防止するため、保育園や認定こども園等において、防煙に関する紙芝居を実施するとともに、保護者へチラシ等を配布し、受動喫煙の防止や早期の防煙教育の必要性を周知する。	学校における飲酒・喫煙防止教育の推進（159）に含む	学校における飲酒・喫煙防止教育の推進（159）に含む	園児への防煙教育実施園数（園）	122	129	○
175		学校内の完全禁煙化	喫煙防止教育の指導効果を高め、こどもの喫煙者をなくすことを目的として、全ての学校内において完全禁煙を実施する。	－	－	学校内における完全禁煙の実施（校）	212	212	
176		広島市タバコ対策懇談会の開催	受動喫煙による健康被害の防止等を目的として、本市の実情に応じた実効性のある対策を検討するため、学識経験者や医療関係者などの様々な立場の委員が意見交換を行う広島市タバコ対策懇談会を開催する。	10,624	11,177	懇談会の開催回数（回）	2	3	
177		薬物乱用防止事業	国・県が作成した薬物乱用防止に関するポスターの市関係課への配付や、県等が実施する街頭啓発キャンペーンに参加し、薬物の危険性を啓発する。また、若年層等への効果的な働きかけを行うため、インターネット広告等の作成・掲出による市ホームページ特設ページへの誘導、啓発動画の大型ビジョンやYouTube等での配信、啓発リーフレットの作成・配布など、関係課と連携して啓発する。	803	633	・街頭啓発キャンペーンに参加 ・バナー広告の作成・掲出による市ホームページ特設ページへの誘導 ・啓発動画の大型ビジョンやYouTube等での配信 ・啓発リーフレットの作成・配布	Tver広告 累計表示回数 178,033回 累計視聴回数 178,131回 視聴率 95%	バナー広告表示回数 2,194,996回 クリック 24,849回 リーフレット配布枚数 20,000枚	
178		広島市食育推進計画の推進	健全な食生活を実践する市民を増やすため、第４次広島市食育推進計画（令和４年３月策定）に基づき、食育の取組を進める。	4,091	2,000	実施内容	様々な食育推進の担い手が主体的に又は連携して食育活動を展開	様々な食育推進の担い手が主体的に又は連携して食育活動を展開	
179		食育教室、食生活相談	こどもと親の健康づくりを推進するため、離乳食・食育教室等の開催や、乳幼児健康診査等における食生活指導・相談の実施により、望ましい食生活、こどもの発達に応じた食事の進め方、調理方法等についての普及啓発を行う。	1,524	1,124	教室等の参加人数及び食生活指導・相談の実施人数（人）	5,292	6,236	
180		保育園等における食育の推進	保育園等において、給食や野菜の栽培により食材に親しむなど豊かな体験を通して、乳幼児期の望ましい食習慣の定着を図る。	－	－	食育計画の策定をしている施設数(施設)	313	314	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
181		若者世代のための食育啓発活動	近い将来、社会を担う人材となり子育て世代ともなる20歳代を対象に、望ましい食習慣の形成と食に関する自己管理能力の育成を図るため、趣旨に賛同する大学や企業と連携し、大学生の発想や企画力を生かした取組を行う。	「広島市食育推進計画の推進」事業（165）に含む。	「広島市食育推進計画の推進」事業（165）に含む。	実施内容	大学や企業と連携したイベント等を実施	大学や企業と連携したイベント等を実施	
182		子宮頸がん検診	子宮頸がん検診の開始年齢である20歳の女性に対し、子宮頸がん検診無料クーポン券を個別に送付し、がん検診の受診勧奨及びがんに関する正しい知識の普及啓発を行うことで、がんによる死亡率の減少を図る。	5,719	5,731	未受診者へ受診勧奨通知を送付	5,879	5,125	○
183		骨粗しょう症検診	骨粗しょう症の早期発見・早期予防のため、20歳から5歳刻みの女性に対し、年1回の骨粗しょう症検診を実施する。	47,299	41,978	20～70歳の女性受診者数（人）	4,182	4,062	○
184		20歳の歯科健診	若い世代の口腔保健意識を高め、生涯を通じた歯と口の健康の保持・増進を図るため、20歳の歯科健診を実施する。	6,647（「節目年齢歯科健診事業」に含まれる）	4,381	歯科健診受診者数（人） 受診率（%）	610 5.3	－	
185		少年相談・立ち直り支援の実施	少年サポートセンターひろしまにおいて、電話や面会等により受け付けた相談事案に対し、非行グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行う。また、就学･就労などを含め、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。	640	707	相談件数（件）	348	306	
186		少年サポートルームの運営	補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて、コミュニケーション能力の向上、規範意識の醸成を図るため、ボランティア等の協力を得ながら様々な体験活動等を行う。【１-(4)-①】	469	460	－	－	0	
187		学校支援の実施	県警察スクールサポーターとして指定された自立支援相談員等を生徒指導上の課題を抱える中学校等に派遣し、非行防止や学校支援に取り組む。	291	205	派遣学校数（校）	3	2	
188		街頭補導活動の実施	不良行為等の早期発見及び早期指導によりこども・若者の非行防止に取り組むため、青少年指導員や県警察など関係機関等と密に連携を図りながら、街頭補導活動を実施する。	729	669	青少年指導員委嘱者数（人） （※令和8年3月31日時点）	741	741	
189		非行防止啓発活動の推進	こども・若者や保護者、非行問題などに関心のある市民等を対象に、非行防止や非行からの立ち直りに係る意識の醸成を図るため、セミナー等を開催する。	95	97	セミナー開催回数	1	1	
190		ネットパトロールの実施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【２-(4)-①】	2,141	2,141	問題発見件数（件）	285	529	
191		非行防止教室	暴走族への加入防止や犯罪防止等に関する内容を学習する「非行防止教室」を小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校で実施する。	－	－	実施校数（校）	212	212	
192		非行防止地域巡回事業	青少年指導員が各小学校区内を巡回し、不良行為等の早期発見・早期指導に努めるとともに、非行からこども・若者を守るための啓発活動を行う。また、青少年指導員を対象にした研修を充実させるとともに、学校・警察等の関係機関との連携を強化するための連絡会議を開催する。	16,533	16,533	－	－	－	
193		青少年によい環境をあたえる運動	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に、各区や各小学校区において、非行防止等についての街頭活動や落書き消し等の環境浄化活動を実施する。	342	332	実施事業数（件）	10	13	◎
194		電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。【１-(5)-③】	1,932	2,197	電子メディアに関する講習会参加者数（人）	16,532	9,628	◎
195		広島っ子わくわくホリデー事業	本市ホームページにおいて、本市の施設で実施するこどもや親子を対象とした様々な文化・スポーツイベントや体験活動の情報を提供する。	－	－	情報を掲載したホームページのアクセス件数（件）	10,687	14,036	◎
196		思春期保健対策事業	小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を提供するとともに、高校・大学生等を対象に、思春期保健に関する講演会を実施する。【１-(5)-①】	282	390	講演会等実施回数（回）	10	16	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
197		冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【１-(4)-②、３-(1)-①】	8,325	5,252	開催場所（か所）	3	0	
198		放課後子供教室の運営	小学校の余裕教室や児童館等を活用し、地域との連携・協働により、放課後における学習支援や様々な体験・交流活動を実施する。【１-(4)-①】	1,388	1,388	実施学区数（学区）	1	0	
199		社会教育施設や文化関係施設におけるこどもに関する事業	体験を通じて歴史や科学、交通、芸術等への興味や関心を高めるため、参加体験型の教室等を実施する。（郷土資料館、こども文化科学館、江波山気象館、交通科学館、広島城区域、現代美術館、区民文化センター、中央図書館、こども図書館、各区図書館、まんが図書館、映像文化ライブラリー）	指定管理料等に含む	指定管理料等に含む	開催回数（回）	1,770	1,785	◎
200		スポーツ関係施設におけるこどもに関する事業	広域公園陸上競技場、各区スポーツセンター等でこどもを対象に、各種教室を開催する。	－	－	延べ参加者数（人）	43,193	56,782	
201		広島市小学生スポーツ交歓大会	バレーボール、陸上など６種目の競技について、スポーツ交歓大会を開催する。	2,090	2,090	参加者数（人）	1,776	1,612	◎
202		アーバンスポーツフェスティバル等の開催	アーバンスポーツの振興を図るため、上級者によるイベント開催や初心者を対象とした体験会の開催などを行う。	4,000	5,929	来客者数（人）	13,000	12,000	○
203		青少年教育施設で実施する事業	心身ともに健全なこども・若者の育成を図るため、豊かな自然環境の中での集団宿泊訓練や学習活動等を実施する。（三滝少年自然の家、青少年野外活動センター・こども村）こども・若者の健全な育成を図るため、文化芸術等の知識を高める研修会や講習会のほか、利用者同士の交流会や成果発表会などを実施するとともに、こども・若者の自主的な活動の場を提供する。（青少年センター）こども・若者の国際相互理解と国際友好親善を深めるため、外国人との交流会や語学講座等を実施する。（国際青年会館）	440,262	431,896	利用者数（人）	452,654	413,254	
204		青少年野外活動施設の再整備	老朽化等の課題を抱えている青少年野外活動施設について、自然環境を生かした体験活動やレクリエーションなどが行える施設として再整備する。（三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター、こども村）【１-(4)-②】	71,124	85,065	利用人数（人）	150,504	0	
205		学校等における環境美化教育の推進（環境ポスターの募集）	環境教育の一環として、市内の小・中学生を対象に、テーマに基づいたポスターを募集し、環境保全や環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、優秀作品を施設等に掲示し、意識啓発の広報に活用する。	871	995	応募作品数（点）	1,215	1,404	◎
206		こどもエコチャレンジ	市内の小学生が、夏休み中にエコチャレンジシートを用いた省エネ活動に取り組むことにより、日々の暮らしと地球温暖化の関わりを知り、温暖化防止のためのライフスタイルや環境に配慮した行動を身につけられる取組を行う。	－	－	取組小学校数（校）	138	138	
207		広島地球ウォッチングクラブ事業	環境保全意識の高揚を図ることを目的として、３歳から高校生までを対象とした「こどもエコクラブ」のグループに対し、環境学習会の開催などを行う。	500	500	登録者数（人）（年度末） 開催回数（回） 参加者総数（人）	277 4 120	251 3 59	
208		埋蔵文化財出土品保存活用事業	文化財に接する機会の提供を目的として、学習講座や、小・中学校、公民館等への出張講座等を開催する。	広島市文化財団への委託料に含む。	広島市文化財団への委託料に含む。	出張授業（件）	23	22	
209		森林公園における自然体験活動の推進	学校教育の「総合的な学習時間」において、「グリーンアドベンチャー」、「林業体験」、「昆虫の野外観察」などの「自然体験活動事業」を森林公園で実施する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	参加者数（人）	16,829	18,306	◎

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
210		小・中学生の文化施設観覧料等の無料化	こどもたちが地域の歴史・文化・芸術・自然等に触れる機会を増やすことにより、郷土を愛する心と豊かな感性や創造性を育むとともに、家族での利用機会の増加などによるワーク・ライフ・バランスのまちの実現に寄与するため、年間を通じて小・中学生の文化施設の観覧料等を免除する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	実施内容	小中学生に対し、郷土資料館等の文化施設の観覧料等を免除した。	－	
211		福祉教育の推進	社会福祉協議会が、学校、企業、団体を対象として、福祉活動体験学習を行うことにより、福祉教育を推進する。	3,536	3,466	「やさしさ発見プログラム事業」実施件数・参加者数	125件 10,279人	119件 11,443人	
212		プロフェッショナル人材活用事業	高校生の主体的な進路選択能力や高い職業意識を育成し、学問への意欲・関心をより一層喚起するため、大学教授や企業人による専門的分野等の講義やインターンシップを実施する。	949	944	講義数（講義）	43	44	
213		高校生による温暖化対策チャレンジ事業	市立広島工業高等学校において、温室内の二酸化炭素濃度を自動的に調整する環境センサーネットワークの研究や、学校施設の温暖化対策研究を行うとともに、二酸化炭素濃度センサーの自主開発を行う。	1,008	1,015	実施内容	市立広島工業高校による環境センサーネットワークの研究を通して、環境問題の解決に取り組む人材を育成を図るため、東京大学及び広島市立大学と連携し講演会や実習を行うなど、温暖化対策に関する研究を継続的に行っている。	市立広島工業高校による環境センサーネットワークの研究を通して、環境問題の解決に取り組む人材を育成を図るため、東京大学及び広島市立大学と連携し講演会や実習を行うなど、温暖化対策に関する研究を継続的に行っている。	
214		清掃事業の普及啓発（ごみのおはなし）	小学生と保護者を対象に、ごみ処理についての関心と理解を深めてもらうため、小学３・４年生の社会科副読本「わたしたちの広島市」の補助教材として、ごみの処理等についてやさしく説明している「ごみのおはなし」を配付する。	660	677	配付数（冊）	11,700	12,000	○
215		児童生徒発明くふう展	児童生徒の創意工夫する力を高め、発明する意欲を高揚することにより、産業教育や産業の振興に寄与するため、市内の小・中・高校生等を対象に、創意工夫に富んだ発明くふう作品を募集し、優秀作品の表彰や展示を行う。	735	681	－	－	－	
216		「青少年からのメッセージ」の募集	地域におけるこども・若者の健全な育成に対する関心を高めるため、小・中学生、高校生からメッセージを募集し、入選作品を青少年健全育成市民大会で表彰するとともに、作品集を学校や関係団体等へ配布する。	606	606	応募作品数（点）	10,400	8,962	◎
217		こども文化科学館のリニューアル、こども図書館及び青少年センターの再整備	施設の耐震・長寿命化の改修に併せて、こども文化科学館の展示リニューアルや、こども図書館の機能・サービス等の充実を図るとともに、青少年センターの一部機能を移転し設備を更新するなどの複合・集約化を行う。	0	124,458	耐震及び長寿命化改修に係る実施設計、こども文化科学館の展示内容に係るリニューアル	基本・実施設計	基本計画策定	
218		子ども会等社会教育関係団体による体験活動	こどもの多様な体験活動の場を提供するため、子ども会を始めとする社会教育関係団体が実施する事業に対し、必要な経費を補助する。	21,577	24,207	補助金額（千円）	18,636	20,033	◎
219	拡充	地域貢献人材を育成する大学等への支援	広島広域都市圏の発展に貢献する人材を育成するため、圏域内の大学・高校等に対し、市町及び企業・団体等と連携して実施する教育研究活動等に要する経費を補助する。	7,000	7,000	補助金額（千円）	6,133	4,410	
220		青少年国際平和未来会議	こども・若者の世界平和への意識を高め、グローバル人材の育成を図るため、姉妹友好都市の高校生・大学生等と交流し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝える活動を行う。	5,929	14,000	参加者数（人）	53	29	◎
221		広島・長崎市児童生徒平和のつどい	平和学習を通じて、被爆体験の継承を図り、平和への意識を高めるため、本市と長崎市のこどもが交互に訪問し合う。	677	670	参加者数（人）	92	98	◎
222		若者による平和の誓いの集いの開催	「ヒロシマの心」を次世代に継承するため、若者が主体となって企画・運営する平和の誓いの集いを開催する。	287	315	委員数（人）	26	38	◎

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
223		こどもたちの平和学習推進事業	学校において「被爆体験を聴く会」や「平和を考える集い」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学年単位で行うことにより、取組の更なる充実を図り、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。【１-(3)-②】	3,616	4,177	被爆体験を聴く会実施回数（回）	220	0	
224		小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する小学校６年生の「子どもピースサミット」や中学生が英語で発信する「伝えるＨＩＲＯＳＨＩＭＡプロジェクト」、小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「全国こども平和サミット」などの取組を通して、平和についての意識の高揚を図る。【１-(5)-③】	2,291	2,631	こどもピースサミット参加校数（校）	144	0	
225		若者による相互理解・交流促進事業	平和記念公園と米国パールハーバー国立記念公園との姉妹公園協定に基づく取組として、令和８年度は、本市の若者をホノルルへ派遣し、現地の若者との交流や文化体験の機会を設定し、異文化理解の促進を図る。また、あわせて、被爆の実相に触れる機会を提供し、双方の若者が意見交換を行うことなどを通じて平和への思いを共有し、未来志向の交流を促進する。（令和７年度は、ホノルルの若者を本市で受入）	6,194	1,558	若者の参加人数（公募・選考を経て参加が決定した若者）（人）	10	5	◎
226	新規	平和記念資料館のこども向け展示の整備	こどもたちの平和学習の効果を高めるため、平和記念資料館東館の地下１階にこどもたちにも分かりやすい内容の新たな展示や学習スペースを整備する。【１-(3)-②】	165,446	32,108	－	29,311	－	◎
227		青少年支援メンター制度の推進	こどもの心の成長を支援するため、メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人とこどもが継続的・定期的に交流する。	1,836	1,636	新規交流組数（組）	17	28	◎
228		広島市・大邱広域市青少年交流事業	本市と姉妹都市である大邱広域市のこどもが交流することで、平和への意識を高め、相互の友情を深めるため、交互に訪問し合う。	3,005	612	参加者数（人）	45	42	◎
229		高校生の国外留学推進事業	次代を担う高校生が国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生きる力を育成するため、国外留学を推進する。	6,880	6,880	参加者数（人）	10	9	
230		二十歳を祝うつどい	二十歳という節目を迎える若者を祝福するとともに、成人としての意識をさらに高め、社会に貢献することを促すため、式典等を開催する。	8,125	8,125	参加者数（人）	10,000	8,000	◎
231	新規	ライフデザイン支援	学生・若者が個人の自己実現を図り、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、ライフデザイン（将来設計）に関する学びの機会や、若者の出会いの場の提供などの支援を行う。	2,714	－	－	－	－	○
232		消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【３-(3)-①】	5,778	5,195	①成人向けの消費者教育講習会等（回） ②学校等教育職員に対する研修（回） ③大学等への消費者教育情報の配信（回・学校数） ④おやこ消費者学習会の開催（回） ⑤イベントへの出展（回）	①49 ②8 ③3・8 ④1 ⑤6	①39 ②8 ③3・8校 ④1 ⑤7	
233		夜間学級の運営	様々な理由により義務教育を終了できていない方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方などに対し、平日の夜間において生徒に応じた指導を行う。【１-(3)-②】	505	416	在籍生徒数（人）	二葉中:17 観音中:18 (R8.3.31時点)	0	
234		若者の自立・就労支援対策事業	対人関係等の不安から就労に悩みを抱える学生に対し、出張相談等を行う。また、ひろしま北部若者サポートステーションと連携し、臨床心理士による心理カウンセリングを行う。	1,452	250	相談者数（人）	59	53	○
235		社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【１-(4)-①、１-(6)-②、２-(2)-②】	26,455	26,095	個別支援者数（人）	533	184	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
236		有給長期インターンシップ事業	若者が地元企業をより深く知る機会を確保することにより、地元企業への就職、定着を図るため、大学や地域の企業と連携し、有給で長期のインターンシップに取り組む。	8,388	7,553	参加学生数（人）	62	62	◎
237	新規	若者の地元就職促進事業	就職活動開始前の大学１・２年生等に、地元企業の魅力を伝え、地元での就職や定着を促すため、企業の従業員との座談会形式の交流会を開催する。	4,330	－	－	－	－	
238	新規	理工系分野における女性の活躍推進	「理工系＝男性」といった性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、理工系分野を希望する女子中高生等が主体的に進路を選択できるよう、女子中高生や保護者、教員等を対象に、理工系分野で活躍する女性の企業人や研究者等による講演会及び仕事体験ブース等を開催するなど、女子中高生等の理工系分野への進路選択を促進する。	3,985	－	－	－	－	○
239	拡充	女子学生等を対象とした女性管理職や女性起業家等のロールモデルの提供	女子学生等が市内等で就職する意識を醸成し、女性役員の登用や女性起業家の育成につなげるため、市内等で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを大学等の講座に派遣する。【３-(2)-②】	224	－	－	－	－	○
240	新規	大学との連携による学生支援	将来広島で働きたい、広島に貢献したいといった学生の広島への愛着醸成や広島で学びたいと考える若者の増加を図るため、市内の大学が新たに実施する、地域とのつながりを持ちつつ学生生活が充実したものとなるような支援に要する経費を補助する。	30,000	－	－	－	－	
241		福祉教育推進のための人材育成	社会福祉協議会が行う青少年等を対象とした福祉教育を推進していくための人材育成を行うことにより、高齢者や障害者等への理解を促進するとともに、地域で支え合う意識の醸成を図る。	52	52	福祉教育学習サポーター（講師・学習協力者）養成講座の開催	1回 17人	1回 55人参加	
242		電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。【１-(5)-②】	1,932	2,197	電子メディアに関する講習会参加者数（人）	16,532	9,628	◎
243		青少年健全育成強調月間	青少年の健全育成を図るため、11月に県・市・区それぞれにおいて、青少年健全育成大会を開催する.	1,716	1,724	実施事業数（件）	11	14	◎

重点施策（６）　身近で多様な相談支援の充実

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
244		こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【２-(1)-①、２-(5)-②、２-(6)-②、３-(1)-②】	760	761	児童相談受付件数（件）	4,527	4,214	
245		青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学･教育相談を行う。【２-(3)-④、２-(4)-①②、２-(5)-②】	15,199	15,207	相談件数（件）	11,526	11,329	○
246		地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【２-(1)-①、２-(5)-②、２-(6)-②、３-(1)-②】	5,444	5,315	設置数（か所）	16	－	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
247		児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【２-(1)-①、２-(5)-②】	39,445	32,919	相談件数（件）	3,921	4,973	
248		保健師地区担当制の推進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【３-(1)-②】	1,070	1,076	①家庭訪問件数（件） ②地域団体等への会議出席回数（回） ③包括的相談への対応回数（回）	①8,710 ②3,868 ③延5,402	①10,332 ②3,683 ③延5,370	
249		子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【１-(1)-①、３-(1)-④⑤】	479	462	配布数（部）	14,000	14,000	
250		こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【１-(1)-①、２-(1)-①】	944	962	訪問人数（人）	1,954	2,133	
251		家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【１-(1)-①、２-(1)-①】	12,532	12,406	訪問数（件）	10,627	11,687	
252		健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に、公民館や集会所等において、子育てに関する相談等を実施する。【１-(1)-①】	306	296	開催回数（回）	718	717	
253		地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【１-(1)-①、３-(1)-②】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	所内相談・指導件数（件）	844	981	
254		こころの健康相談(広島市学校保健会)	こどもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に、学識経験者による相談や専門の医師による指導・助言を実施する。【１-(3)-③】	4,020	3,745	専門の医師による指導・助言の実施（回）	18	0	
255		各区の常設オープンスペースの運営	各区の地域福祉センター内（中区は健康科学館内）において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【３-(1)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	設置数（か所）	8	8	
256		公募型常設オープンスペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等の機能の充実を図るため、ＮＰＯ法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【３-(1)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	設置数（か所）	16	16	
257		地域の子育てオープンスペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【３-(1)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	派遣支援回数（回）	399	460	
258		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育園等に通っていない０歳６か月から満３歳未満のこどものうち、保育園等に通っていない者を対象に、幼稚園や保育園等において毎月一定時間数の範囲内で受入れを行う。	67,716	159,495	施設数（園）	47	39	
259		きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【３-(1)-①】	18,565	17,124	施設数(園)	193	186	◎

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
260		関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【２-(5)-②、２-(6)-②】	「こども家庭センターの運営事業」に含む。	「こども家庭センターの運営事業」に含む。	個別ケース検討会議開催回数（回）	351	355	
261		ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成	ＮＰＯ法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【２-(4)-①】	300	300	助成額（千円）	300	300	
262		こども虐待夜間・休日電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル　「189（いちはやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。【２-(1)-①】	「児童虐待防止のための取組」(618)に含む。	「児童虐待防止のための取組」(582)に含む。	対応件数（件）	599	567	
263	新規	ＳＮＳ２４時間こども・若者相談窓口の設置	こども・若者の悩みや不安を軽減し、事態の悪化を防ぐため、日常的に使い慣れているＳＮＳによる24時間体制の相談窓口を設置する。	6,856	－	－	－	－	
264	新規	地域における若者サポート事業	日常生活・社会生活を営む上で困難を有する若者が、安心して悩みごとや困りごとを相談できる関係づくりから、支援計画の策定、生活・就労等の相談支援、フォローアップまでの一貫した伴走型支援を実施する。【２-?-②】	8,464	－	－	－	－	
265		スクールカウンセラーによる相談活動	スクールカウンセラーが、児童生徒と保護者の相談に応じ、教職員への助言を行う。また、これらを通して、不登校、問題行動等の未然防止や状況の改善を図る。	284,949	275,638	相談件数（件）	37,725	37,803	○
266		社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【１-(4)-①、１-(5)-③、２-(2)-②】	26,455	26,095	個別支援者数（人）	533	184	
267		精神保健福祉相談	各区保健センターにおいて、精神保健福祉相談員が様々な心の悩みやストレスに関する相談に応じるとともに、精神科医師による面接相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、相談員が電話相談や面接相談に応じるほか、精神科医師によるひきこもり相談やアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症相談を行う。【２-(3)-②】	3,376	3,266	①各区保健センターにおける精神科医による心の相談の実施 ②精神保健福祉相談員による相談支援の実施 ③相談員が随時電話・面接相談の実施 ④精神科医師による依存症相談の実施 ⑤精神科医師によるひきこもり相談の実施	①87回・165件 ②10,674件 ③電話相談延3,396件 面接相談延249件 ④12回17件 ⑤8回10件	①79回・112件 ②9,113件 ③電話相談延3,469件 面接相談延247件 ④12回20件 ⑤6回9件	◎
268		広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【１-(4)-①、２-(4)-②】	12,126	12,126	相談支援件数（件）	延4,066	延4,033	
269		インターネットを活用した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメールによる相談対応や支援機関の紹介等を行う。【２-(4)-②】	13,214	13,214	自殺(自死)に関する言葉(死にたい等)をインターネット上で検索した方を対象に、メールフォームにより精神保健福祉士・臨床心理士等とメール相談が可能な相談サイトにつながる広告を表示	広告表示182,130回 クリック数9,338回 相談者総数211名 相談者のポジティブな変化率 34.6%	広告表示235,184回 クリック数19,895回 相談者総数214名 相談者のポジティブな変化率 39.9%	
270		いのちの電話相談事業に対する補助	電話相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談に係る研修事業等に対して補助を行う。【２-(4)-②】	1,454	1,450	(社福)広島いのちの電話における電話相談員への研修事業等の実施（回数・参加者数）	11回・約80人	11回・約81人	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
271		ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）を養成する。【２-(4)-②】	401	515	開催回数（参加延人数）	5回（277人）	5回（186人）	
272		心のサポーター養成事業	市民を対象に、精神障害に関する正しい知識を身に付け、悩みを抱えた人に早期に気づき、対処する力を身に付けることを目的とした研修会を実施する。	387	228	産業保健部門や企業と共催する研修会の実施回数・養成人数（回・人）	10 323	4 199	
273		消費生活センターにおける消費生活相談	商品やサービスの契約に関するトラブルについて、市民からの相談に応じ、助言や情報提供等を行う。	算出困難	算出困難	①契約当事者が２０歳未満の相談件数（件） ②契約当事者が２０歳代の相談件数（件）	①189 ②758	①215 ②737	

重点施策（７）　子育て家庭の経済的負担の軽減

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
274		妊婦支援給付金の支給	妊婦の産前・産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため給付金を支給する。	851,114	808,878	受給者数（人）	14,894	－	
275		児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【２-(6)-④、２-(7)-③】	25,689,788	27,179,573	支給対象児童数（延月人数）	1,973,139	1,706,864	
276		児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【２-(6)-④、２-(7)-③】	3,983,870	3,758,236	支給対象児童数（延月人数）	131,386	135,312	
277		保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	－	減免件数（件）	106	458	○
278		保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【２-(6)-①④】	1,246	967	延べ利用児童数(人)	166	204	
279		幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	9,032	9,595	給付実績（人）	364	570	
280		地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【２-(6)-④、２-(7)-③】	4,295	4,729	支払件数（件）	28	31	
281	新規	放課後児童クラブ利用料金の負担軽減	子育て世帯への支援の充実を図るため、令和９年１月から放課後児童クラブの利用に係る基本料金を引き下げるとともに、多子軽減措置の同時利用要件を撤廃し、拡充を図る。【１-?-①】	－	－	－	－	－	
282		就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	1,171,206	1,652,292	給付実績（人）	17,577	18,454	
283		特別支援教育就学奨励	小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品費等の経費の一部を援助する。	49,310	69,205	給付実績（人）	3,440	3,067	
284		市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	－	対象者数（人）	2	0	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
285		母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【２-(6)-④、２-(7)-③】	212,248	223,092	貸付件数（件）	176	207	
286		幼児教育・保育の無償化	３歳から５歳までの全てのこどもと、０歳から２歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	902,768	1,159,891	延べ利用児童数（人）	42,607	55,974	
287		高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯、扶養する子等が３人以上の多子世帯の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	－	〈市立大学〉 減免者数（人） 〈看護専門学校〉 【入学料減免者数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	〈市立大学〉 【入学料】133人 【授業料】435人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　23人 2/3減免　1人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　61人 2/3減免　6人 1/3減免　6人 1/4減免　0人	〈市立大学〉 【入学料】50人 【授業料】205人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　2人 2/3減免　3人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　12人 2/3減免　16人 1/3減免　8人 1/4減免　1人	
288		広島市立大学独自の授業料減免	国の修学支援新制度の対象外で、市町村民税の所得割が非課税の世帯の学生、被災等の特別事情が発生した世帯等の学生に対し、授業料を減免する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	ー	授業料減免延人数（人）	92	92	
289	拡充	こども医療費補助	中学３年生までのこどもの保護者に対し、こどもに係る医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和９年１月から、補助対象年齢を高校生年代まで拡大するとともに、所得制限を撤廃する。	3,483,192	3,156,289	受給者数（人）	107,728	112,592	○
290		ひとり親家庭等医療費補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【２-(7)-③】	1,003,251	982,345	受給者数（人）	20,146	20,109	○
291		重度心身障害者医療費補助	重度心身障害者（児）に対し、医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【２-(3)-②】	3,672,638	3,617,749	受給者数（人）	21,088	21,251	○
292		重度精神障害者通院医療費補助	重度精神障害者（児）に対し、通院医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【２-(3)-②】	58,904	50,252	受給者数（人）	559	575	○
293		精神障害者通院医療費補助	精神障害者（児）に対し、精神疾患の治療のために必要な通院医療費の自己負担相当額を補助する。【２-(3)-②】	665,736	617,072	受給者数（人）	31,245	29,710	○
294		養育医療給付	入院養育を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において必要な医療を給付する。	77,302	69,580	給付決定者数（人）	339	349	
295		小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【２-(3)-②】	514,740	471,144	承認者数（人）	1,635	1,607	
296		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【２-(3)-②】	1,006	762	給付件数（件）	15	15	
297		小児慢性特定疾病交通費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診するための交通費を助成する。【２-(3)-②】	1,304	1,531	助成件数（件）	115	120	○
298		自立支援医療（育成医療）	身体に障害のあるこどもに対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	8,799	8,019	医療費給付額（千円）	8,176	9,145	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
299		自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者（児）に対し、精神疾患の治療のために必要な通院医療費の一部を給付する。【２-(3)-②】	5,253,961	5,039,606	医療費給付額（千円）	5,225,703	5,022,796	
300		不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療と出産につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。【１-(1)-②】	149	89	助成件数（件）	23	1	
301		母子の健康診査等に係る費用助成	妊婦乳児健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児マススクリーニング検査、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	1,001,166	1,029,742	各事業の実績のとおり。	－	－	
302		低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦を対象に、妊婦健診の受診状況などを把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。【１-(1)-③】	94	156	助成件数（件）	16	18	

基本的視点２　社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策（１）　児童虐待防止対策の推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
303		オレンジリボンキャンペーンの実施	こどもへの体罰の禁止など、児童虐待に関する市民の理解を深めるため、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を推進し、児童虐待の防止をテーマとした講演会の開催やポスターの掲示等による広報・啓発活動を行う。	2,941	2,870	講演会開催（回）	1	1	
304		児童虐待予防対策事業	児童虐待を未然に防ぐため、健康診査や家庭訪問等により把握した、育児を行う上で保護者の負担が重くなると考えられる家庭や乳幼児健診未受診者に対し、保健師の継続的な家庭訪問等による支援を行う。	3,600	4,184	支援者数（人）	1,588	1,472	
305		こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【１-(1)-①、１-(6)-①】	944	962	訪問人数（人）	1,954	2,133	
306		家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【１-(1)-①、１-(6)-①】	12,532	12,406	訪問数（件）	10,627	11,687	
307		子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【２-(5)-②、２-(6)-②】	537	548	訪問延回数（回）	96	107	
308		妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・育児に関する助言や情報提供等を行う。【１-(1)-①】	39,307	32,445	フォロワー数（アカウント）	8	8	
309		妊娠・出産包括支援事業（産後ヘルパー派遣事業）	産後１年未満の産婦を対象に、産婦の自宅に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、家事や育児等の支援を行う。【１-(1)-②】	5,827	2,810	訪問人数（人）	251	151	◎
310	拡充	産後ケア事業	産後１年未満の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。【１-?-②】	56,774	51,174	利用人数（人）	1,057	281	
311		子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【２-(6)-②③】	8,879	8,758	延べ利用日数（日）	1,066	1,431	
312		子育て短期支援事業における受入体制強化事業	子育て短期支援事業におけるこどもの受入れを促進するため、児童養護施設等に対し、ショートステイ専任職員の雇用に係る経費を補助する。	15,579	10,253	補助件数（件）	2	2	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
313		ひとり親家庭等地域生活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【２-(6)-②、２-(7)-②】	4,116	4,183	利用世帯数（件）	2	－	
314		親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【２-(6)-②】	母子生活支援施設入所措置に含む	母子生活支援施設入所措置に含む	利用世帯数（件）	4	4	
315		親子関係形成支援事業	親子間において適切な関係を構築することを目的として、要支援児童等を養育する保護者等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等による支援プログラムを実施する。	39,445	児童家庭支援センターの運営に対する支援に含む	参加人数（人）	4	4	
316		きんさい！みんなの保育園事業（養育支援が必要な家庭への支援）	特別な支援を要する親子等を対象に、保育園等を開放し、入園児童との交流を通じて、子育ての工夫の仕方等について相談・助言等を行う。	18,565	17,124	実施回数（回）	28	18	◎
317		児童相談所における相談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、こどもに関する様々な相談に対応する。【２-(5)-②】	－	－	相談受付件数（件）	6,777	6,843	
318		親子のための相談ＬＩＮＥ	ＳＮＳを活用した「親子のための相談ＬＩＮＥ」により、こどもに関する様々な相談に対応する。【２-(5)-②】	3,586	5,300	相談受付件数（件）	288	357	
319		こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【１-(6)-①、２-(5)-②、２-(6)-②、３-(1)-②】	760	761	児童相談受付件数（件）	4,527	4,214	
320		地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【１-(6)-①、２-(5)-②、２-(6)-②、３-(1)-②】	5,444	5,315	設置数（か所）	16	－	
321		児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【１-(6)-①、２-(5)-②】	39,445	32,919	相談件数（件）	3,921	4,973	
322		こども虐待夜間・休日電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル　「189（いちはやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。【１-(6)-②】	「児童虐待防止のための取組」(618)に含む。	「児童虐待防止のための取組」(582)に含む。	対応件数（件）	599	0	
323		こどもの安全確認	児童虐待の通告に対し、できる限り迅速に（原則として48時間以内に）こどもの安全確認を行い、必要に応じてこどもの一時保護などの対応を行う。	－	－	－	－	－	
324		広島市要保護児童対策地域協議会の運営	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。	－	－	支援対象児童数（人）	4,920	4,623	
325		一時保護の実施	児童虐待、放任等の理由によりこどもを家庭から引き離す必要がある場合等において、児童相談所の一時保護所に一時保護する。	－	－	保護児童数（人）	271	266	
326		一時保護委託強化事業	一時保護所の定員超過による入所児童の処遇改善を図るため、幼児３人を限度として、児童相談所から近距離にある広島乳児院に一時保護委託を行う。	3,932	6,771	委託児童数（人）	22	34	
327		里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【２-(2)-①】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む。	新規委託児童数（人）	6	12	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
328	拡充	里親養育包括支援（フォスタリング）事業	県と共同で里親支援センターを設置し、里親のリクルートからアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した体制で継続的な里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を行う。【２-⑵-①】	3,080	5,776	里親訪問回数（回）	233	134	
329		児童養護施設等児童福祉施設入所措置	保護者のいないこどもや虐待されているこども等を児童養護施設等に入所させ、良好な家庭的環境の中で、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【２-⑵-①】	2,700,172	2,027,879	－	－	－	
330		小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、５人又は６人の要保護児童を一緒に養育する。【２-⑵-①】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	－	－	－	
331		児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【２-⑵-①②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	－	－	－	
332		母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【２-⑵-①、２-⑺-②】	215,361	216,328	入所世帯数（月平均）	37	33	
333		児童相談所におけるこどもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【３-⑷-①】	－	－	－	－	－	
334		児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【２-⑵-①、３-⑷-①】	7,435	6,395	施設訪問回数（回）	67	42	
335		社会福祉審議会（入所措置等専門部会）の設置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設入所措置等について、調査審議等を行う。【２-⑵-①】	－	396	－	－	－	
336		専門職員による支援	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、児童虐待を受けたこどもに対する専門的見地からの相談・援助を行う。	－	－	－	－	－	
337		一時保護所における学習支援	学習指導員の配置等により、一時保護されたこどもに対する学習支援を行う。	29	29	－	－	－	
338		臨床心理士による家族支援	施設入所等により親子分離した後のこどもや保護者に対し、臨床心理士による家族再統合プログラムの作成やカウンセリング等の支援を行う。	「児童虐待防止のための取組」(618)に含む。	「児童虐待防止のための取組」(582)に含む。	支援件数（件）	8	10	
339		専門知識等を有する職員の配置の充実等	人口や虐待相談対応件数に応じて、必要な児童福祉司・児童心理司等の確保及び研修等による資質向上に取り組み、医師や保健師などを含めて、高い専門知識やノウハウ等を有する職員が、的確に児童虐待事案等に対応する。	－	－	－	－	－	
340		警察職員等や弁護士の配置	児童虐待通告への的確かつ安全な対応や警察との円滑な連携が図られるよう、警察職員等を配置するとともに、法的な問題についての助言等を受けるため常駐の弁護士を配置する。	「児童虐待防止のための取組」(618)に含む。	「児童虐待防止のための取組」(582)に含む。	－	－	－	
341	新規	北部児童相談所（仮称）の設置	児童虐待の相談件数の増加等を踏まえ、こどもや子育て家庭からの相談、児童虐待通告への対応の迅速化等を図るため、安佐南区及び安佐北区を管轄する児童相談所を新たに設置する。	10,000	－	－	－	－	
342		警察等との連携の推進	困難事例への対応力の向上を図るため、警察との合同訓練を実施するとともに、児童虐待を受けたこどもの気持ちや立場に配慮する観点から、こどもへの面接を警察や検察と協同で実施する。	－	－	－	－	－	
343		関係機関の情報共有の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を区ごとに定期的に開催し、支援対象児童等について密接な情報共有を図る。また、実務者会議への医療機関や民生委員・児童委員等の参加など、地域との連携の更なる強化に向けた検討を進める。	－	－	会議開催数（回）	16	16	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
344		学校との連携の強化	全ての学校の校内組織に位置付けられた教育相談・支援の担当教員と連携し、学校から児童虐待の端緒を把握した旨の情報提供があった場合に、適切な対応・支援を行う。	－	－	－	－	－	
345		他の児童相談所との情報共有の徹底	児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の情報の引継ぎについて、全ての事案に係る具体的な経緯や状況等を書面により移管先の児童相談所に提供するとともに、緊急性が高い場合は対面による引継ぎを行うなど、他の児童相談所との情報共有を徹底する。	－	－	－	－	－	

重点施策（２）　社会的養育の充実・強化

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
346		里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【２-⑴-②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む。	新規委託児童数（人）	6	12	
347	拡充	里親養育包括支援（フォスタリング）事業	県と共同で里親支援センターを設置し、里親のリクルートからアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した体制で継続的な里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を行う。【２-⑵-①】	3,080	5,776	里親訪問回数（回）	233	134	
348		里親への委託前養育支援事業	里親委託を推進するため、里子を受託しようとする者に対し、必要な経費を支給する。	878	932	補助対象日数（日）	170	178	
349		養子縁組民間あっせん機関助成事業	民間の養子縁組あっせん機関が、養子縁組あっせん事業を行う際に、必要な経費を補助する。	58	57	あっせん機関数（施設）	0	1	
350		小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、５人又は６人の要保護児童を一緒に養育する。【２-⑴-②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	－	－	－	
351		児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【２-⑴-②、２-⑵-②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	－	－	－	
352		児童養護施設等児童福祉施設入所措置	保護者のいないこどもや虐待されているこども等を児童養護施設等に入所させ、良好な家庭的環境の中で、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【２-⑴-②】	2,700,172	2,027,879	－	－	－	
353		児童養護施設入所児童等の私立高等学校等進学助成	児童養護施設等に入所しているこどもが、私立高校に進学する際の入学金等の一部を支給する。	82	82	申請件数（件）	0	2	
354		社会福祉審議会（入所措置等専門部会）の設置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設入所措置等について、調査審議等を行う。【２-⑴-②】	－	396	－	－	－	
355		児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等において児童指導員等の負担軽減を図るため、補助者、児童指導員等を目指す者やこどもの養育に関する相談支援等を行うスーパーバイザーを雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	38,236	29,652	申請施設数（か所）	7	8	
356		児童養護施設等における医療機関等連携強化事業	児童養護施設等において、継続的な服薬管理や健康管理が必要なこどもの受入れを促進するため、医療機関との連絡調整、医療機関受診時の付添等を行う看護師等を雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	12,768	10,460	申請施設数（か所）	2	2	
357		民間児童福祉施設整備補助	児童養護施設等において、少人数の家庭的な環境等で養育されるよう、施設の小規模化等の整備に対し、必要な経費を補助する。	－	－	施設数（施設）	－	－	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
358		ファミリーホーム開設補助	ファミリーホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	8,000	－	新規開設（施設）	－	－	
359		自立援助ホーム開設補助	自立援助ホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	－	－	新規開設（施設）	－	－	
360		母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【２-⑴-②、２-⑺-②】	215,361	216,328	入所世帯数（月平均）	37	33	
361		こどもが見て聞いて楽しむ四大プロ	優れた芸術やスポーツを”生”で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く四大プロ（広島交響楽団、広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島ドラゴンフライズ）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【２--②】	2,046（うち文化振興課：936、スポーツ振興課：1,110）	2048（うち文化振興課：938、スポーツ振興課：1,110）	参加者数（人）	1,096（うち文化振興課：808、スポーツ振興課：288）	465（うち文化振興課：162、スポーツ振興課：303）	◎
362		児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【２-⑴-②、３-⑷-①】	7,435	6,395	施設訪問回数（回）	67	42	
363		社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【１-⑷-①、１-⑸-③、１-⑹-②】	26,455	26,095	個別支援者数（人）	533	184	
364		児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【２-⑴-②、２-⑵-①】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	－	－	－	
365		身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしているこども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。【２-⑺-②】	104	91	被保証人数（人）	7	8	
366		児童養護施設入所児童等自動車運転免許取得費補助	児童養護施設等に入所しているこどもが、就職の際に、自動車運転免許を取得するに当たって必要な経費を補助する。	200	200	交付件数（件）	2	1	

重点施策（３）　障害のあるこども・若者への支援

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
367		児童発達支援	児童発達支援センター等に通う障害児に対して、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	指定児童発達支援事業所数（事業所）	126	117	
368		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	指定居宅訪問型児童発達支援事業所数（事業所）	1	1	
369		障害児入所支援（福祉型児童入所施設）	障害児入所支援に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、知識技能の付与を図る。	184,281	120,874	指定福祉型障害児入所支援事業所数（事業所）	4	4	
370		障害児入所支援（医療型児童入所施設）	障害児入所施設又は指定医療機関に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与とともに、治療を実施する。	184,281	36,050	指定医療型障害児入所支援事業所数（事業所）	1	1	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
371		心身障害児福祉施設措置費	本市が心身障害児を入所措置した場合、入所施設に対し、入所に要する費用を措置費として支払う。	273,612	242,043	措置実人数（人）	449	449	
372		重症心身障害児（者）医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)を受け入れることができる短期入所を実施する。	10,284	10,284	舟入市民病院	1	1	◎
373		小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童やその保護者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う。	3,213	3,213	相談件数（件）	644	668	
374		放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	指定放課後等デイサービス事業所数（事業所）	308	282	
375		特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【１-(4)-①】	68,781	61,515	実施学校数（校）	4	4	
376		休暇中の障害児の地域活動支援事業	障害のあるこどもが、長期休暇中に、地域のこどもとゲームやリズム遊び等によりふれあう行事を開催する。	750	750	開催回数（回）	4	4	
377		障害児の長期休暇支援事業	長期休暇中に、障害のあるこどもの活動の場を設ける地域の団体に対し、活動経費の一部を助成する。	―	－	－	－	－	
378		障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもとの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【１-(2)-②】	389,586	389,770	受入児童数(人)	486	514	
379	新規	医療的ケア児の受入体制の充実	保育園等に通う医療的ケア児に適切な支援を行うため、園の看護師が休暇の取得等により不在となる時間帯に、訪問看護サービスによる看護師派遣等を実施する。【１-(2)-②】	6,645	－	－	－	－	
380		発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【１-(2)-②、２-(3)-③】	－	－	参加者数(人)	509	548	
381		保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適応することができるよう、必要なノウハウ等を有するこども療育センターの保育士等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）に含む	指定保育所等訪問支援事業所数（事業所）	26	24	
382		こども療育センター等における療育の実施	こども療育センターの外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診療・外来療育や、家族等への支援を実施するとともに、各センターに設置している児童発達支援センターにおいて療育を実施する。	2,431,247	2,252,715	こども療育センター診療件数（件）	43,160	45,580	○
383		こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。【２-(3)-③】	「こども療育センター等における療育の実施」（382）に含む。	「こども療育センター等における療育の実施」（382）に含む。	増員人数（人）	5	18	○
384		こども療育センターにおける療育・支援体制の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護者への支援を行う。【２-(3)-③】	「こども療育センター等における療育の実施」（382）に含む。	「こども療育センター等における療育の実施」（382）に含む。	登録人数（人）	280	246	○
385		こども療育センターの施設整備	こども療育センターにおいて、通園できる児童を増やすためのバスの更新等とともに、施設の長寿命化を図るための改修等を行う。	67,000	35,000	更新した通園バス（台）	2	2	
386		障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進する。	「障害者相談支援事業」（361）に含む	「障害者相談支援事業」（361）に含む	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所数（事業所）	16	16	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
387	拡充	障害者相談支援事業	障害のある方や家族が地域で安心して暮らせるよう、障害に関する中核機関として、本市が委託した社会福祉法人や医療法人等が運営する障害者相談支援事業所において、生活上や療養上の相談に応じる。	226,973	207,208	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所数 （事業所）	16	16	
388		障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施する。	1,228	1,318	実施人数（人）	320	316	
389		精神保健福祉相談	各区保健センターにおいて、精神保健福祉相談員が様々な心の悩みやストレスに関する相談に応じるとともに、精神科医師による面接相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、相談員が電話相談や面接相談に応じるほか、精神科医師によるひきこもり相談やアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症相談を行う。【１-(6)-②】	3,376	3,266	①各区保健センターにおける精神科医による心の相談の実施 ②精神保健福祉相談員による相談支援の実施 ③相談員が随時電話・面接相談の実施 ④精神科医師による依存症相談の実施 ⑤精神科医師によるひきこもり相談の実施	①87回・165件 ②10,674件 ③電話相談延3,396件 面接相談延249件 ④12回17件 ⑤8回10件	①79回・112件 ②9,113件 ③電話相談延3,469件 面接相談延247件 ④12回20件 ⑤6回9件	◎
390		各種相談員による相談支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉相談員等が、本人や家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施する。	①1,112 ②402 ③3,736 ④40,491	①1,116 ②411 ③3,736 ④39,159	精神保健福祉相談員による面接や電話相談の実施件数（件） ①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③ろうあ者専門相談員 ④手話相談員	①151 ②42 ③84 ④14,197	①139 ②92 ③21 ④15,926	
391		精神障害者等の家庭への訪問支援	精神障害者等の家庭などを訪問し、日常生活の過ごし方や社会復帰についての相談を行う。	－	－	精神保健福祉相談員による訪問件数（件）	延1,286	延924	
392	拡充	重症心身障害児（者）相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害児(者)本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害児(者)の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施する。	27,790	21,155	重症心身障害児者相談支援センター数	1	1	
393		障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類や内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）を作成し、関係者との連絡調整等を実施する。	164,378	148,862	指定障害児相談支援事業所数 （事業所）	73	70	
394		各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を国等の制度に基づき適切に支給する。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国等に対して要望等を実施する。	219,852	205,273	延べ受給者数（人） ①特別児童扶養手当 ②障害児福祉手当 ③重度心身障害者介護手当	①35,320 ②12,996 ③3,110	①12,672 ②35,251 ③3,041	
395		重度心身障害者医療費補助	重度心身障害者（児）に対し、医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【１-(7)-②】	3,672,638	3,617,749	受給者数（人）	21,088	21,251	○
396		重度精神障害者通院医療費補助	重度精神障害者（児）に対し、通院医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【１-(7)-②】	58,904	50,252	受給者数（人）	559	575	
397		精神障害者通院医療費補助	精神障害者（児）に対し、精神疾患の治療のために必要な通院医療費の自己負担相当額を補助する。【１-(7)-②】	665,736	617,072	受給者数（人）	31,245	29,710	
398		自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者（児）に対し、精神疾患の治療のために必要な通院医療費の一部を給付する。【１-(7)-②】	5,253,961	5,039,606	医療費給付額（千円）	5,225,703	5,022,796	
399		小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【１-(7)-②】	514,740	471,144	承認者数（人）	1,635	1,607	
400		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【１-(7)-②】	1,006	762	給付件数（件）	15	15	
401		小児慢性特定疾病交通費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診するための交通費を助成する。【１-(7)-②】	1,304	1,531	助成件数（件）	115	120	○

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
402		障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給	通所給付の決定を受けた障害児が、通所支援サービスを受けたときは、障害児通所給付費を施設に支払う。また、医療型の児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支払う。	11,252,182	10,047,945	利用実人数（人）	155,293	141,789	
403		難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対し、補聴器等の購入や、イヤーモールドの交換、補聴器の修理に係る経費の一部を助成する。	4,498	4,033	片耳当たり支給件数（件）	106	121	◎
404		短期入所	障害児を介護している保護者が、疾病・出産・冠婚葬祭等で家庭での介護が一時的に困難となった場合に、障害児を施設において一時的に預かり、必要な支援を行う。	1,269,548	956,276	指定短期入所 事業所数 （事業所）	98	88	
405		日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的として、障害者と障害児を対象に、指定短期入所事業所等で一時預かりを実施する。	31,644	37,215	指定障害福祉 サービス事業所数 （事業所）	27	26	
406		医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する。	1,347	4,070	事業委託料額	1,278	1,300	
407		児童居宅介護	日常生活を営むのに支障があるこどもの家庭にホームヘルパーが訪問し、家事、介護、相談、助言等の日常生活の支援を行う。	2,951,180	3,053,352	利用実人数（人） （予算・実績は児童以外も含めた居宅介護全体の値）	30,276	29,277	
408		医療的ケア児の通学支援	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくても通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。【１-⑶-②】	40,261	17,504	実施件数（件）	9	0	○
409		移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加の促進を目的として、単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上において必要な外出や余暇活動等のために外出をする際に、ヘルパーを派遣することにより、外出時に必要となる移動の介助や、外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	939,856	1,098,909	指定障害福祉 サービス事業所数 （事業所）	251	254	
410		要観察児及び保護者への支援	１歳６か月児健診の受診者のうち、発達に課題があると思われる親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。また、乳幼児期のこどもの成長・発達についてのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	1,927	1,904	親子教室参加人数（人）	308	343	
411		乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師や保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	125	121	延べ参加者数（人）	134	113	
412		５歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、こどもの発達や行動について不安を抱えている５歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【１-⑴-③】	5,607	5,405	相談件数（件）	249	267	
413		こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。【２-⑶-①】	「こども療育センター等における療育の実施」（356）に含む。	「こども療育センター等における療育の実施」（356）に含む。	増員人数（人）	5	18	○
414		こども療育センターにおける療育・支援体制の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護者への支援を行う。【２-⑶-①】	「こども療育センター等における療育の実施」（356）に含む。	「こども療育センター等における療育の実施」（356）に含む。	登録人数（人）	280	246	○
415		ソーシャルスキルトレーニング研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニングに必要な対人支援の知識や技術を学ぶ研修を実施する。	99	99	参加者数（人）	50	47	○
416		地域における療育の充実に向けた専門研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、地域における支援の質の向上を図るため、発達障害の特性やそれに対する指導・訓練方法等の専門研修を実施する。	492	387	参加者数（人）	49	45	◎
417		ＩＣＴ機器を活用した療育等に関する研修の実施	こども療育センターや障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、発達障害児の成長過程におけるICT機器を活用した学習・コミュニケーションの有効性や使用方法等に関する研修を実施する。	41	41	参加者数（人）	15	23	◎

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
418		ペアレント・プログラムの実施	子育てに難しさを感じる保護者と地域の支援者を対象に、保護者がこどもの行動を肯定的に捉えられるよう客観的な理解の仕方を学ぶグループ・プログラムを、支援者の養成を兼ねて実施する。	167	167	参加者数（人）保護者 支援者	9 27	9 42	○
419		ペアレントトレーニング研修の実施	発達障害児の保護者を対象に、こどもの行動が改善するよう行動の特性理解や具体的な対応方法を学ぶ研修を実施する。	377	221	参加者数（人）	90	112	○
420		ＩＣＴ機器（タブレット型ＰＣ）活用講座の実施	発達障害児が家庭等でタブレット型ＰＣ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、保護者が導入方法や活用方法などを学ぶための講座を実施する。	65	65	参加者数（人）	19	27	○
421		発達障害児基礎研修会等の実施	保育園等の職員が発達障害について正しい認識を持ち、発達障害児への気付きや関わり方などを系統立てて学ぶための研修を実施する。	－	－	参加者数(人)	1,538	1,575	
422		発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【１-⑵-②、２-⑶-①】	－	－	参加者数(人)	509	548	
423		整理収納講座の実施	発達障害児等が円滑な日常生活や社会生活を送れるよう、発達障害児等やその保護者を対象に、障害特性を踏まえた整理収納方法等を学ぶ講座を実施する。	50	50	参加者数（人）	47	51	○
424		発達障害者生活自立訓練の実施	発達障害児等の一人暮らしや親亡き後の自立に向けて、生活能力の向上のために必要となる知識・技術等を養う訓練を実施する。	581	415	参加者数（人）	2	2	○
425		災害時等における発達障害児等への支援の促進	災害時に適切な支援が受けられるよう、身近な支援者である民生委員等に対して障害の特性等を周知するとともに、主だった避難所等へコミュニケーション支援ボード（災害編）の設置を行う。	－	－	事業内容に同じ。	－	－	
426		関係機関等の連携による就労支援の充実	発達障害者支援センターにおいて、就労を希望する発達障害児等の相談に応じるとともに、本人の希望や状態に合った就労専門機関を選定し、事前調整を行うなどの支援を行う。また、発達障害児等を対象として広島障害者職業センターが主催する就労支援プログラムの講習会に講師を派遣する。	50,808	45,078	相談件数【就労支援】（件）	15	9	○
427		発達障害者相談支援従事者研修の実施	相談支援事業所や行政機関等の職員を対象に、身近な地域で発達障害児等の支援ニーズに合わせたきめ細かな支援が行えるよう、発達障害の視点を踏まえたアセスメントやそれに対する支援方法等を学ぶ研修を実施する。	76	79	参加者数（人）	67	68	○
428		発達障害者家族の集いの開催	発達障害児の家族を対象に、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換できる場を提供する。	179	212	参加者数（人）	109	88	○
429		発達障害者思春期・青年期相談援助講座の実施	身近な家族とのコミュニケーションが難しくなる思春期・青年期の発達障害児等の家族や支援者を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法等に関する講座を開催する。	74	74	参加人数（人）	75	75	○
430		ペアレントメンター制度の実施	発達障害児の将来や子育てについて不安を抱えている保護者に対し、発達障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、相談や助言を行う。	40	40	参加者数（人）	4	4	○
431		発達障害者オープン相談の場の運営	15歳以上の発達障害児等を対象に、悩みや不安に関する相談を受け、助言等を行うとともに、レクリエーション活動を通して他者との交流を深め、社会参加のきっかけづくりを図る場を提供する。	1,485	1,132	開催回数（回）	60	60	○
432		継続した支援を行うためのツールの活用	発達障害児等のプロフィール、保育園等、学校、医療機関における支援内容等を保護者が書きつづるための「サポートファイル」を配布するとともに、活用方法等についての説明会を開催する。	216	636	配布部数（部） 参加者数（人）	277 77	253 97	○
433		発達障害者支援センターの地域支援機能の強化	発達障害児等が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関等との協力関係の強化に向けて、発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置する。	「関係機関等の連携による就労支援の充実」（426）に含む。	「関係機関等の連携による就労支援の充実」（426）に含む。	相談件数【発達支援】（件）	1,773	1,549	○

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
434		啓発イベントの実施	市民を対象に、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害児等との関わり方等についての理解を促進するため、関係機関との連携の下、専門家による講演会を開催する。	1,087	1,061	参加人数（人）	1,447	1,199	○
435		情報提供の充実	発達障害児等やその家族、支援に関わる人などが支援施策等の情報を入手しやすくなるよう、市ホームページ「発達障害支援ネットひろしま」への掲載や障害福祉サービス事業者等へのチラシ配布、ＳＮＳの効果的な活用などによる広報を行う。	－	－	事業内容に同じ。	－	－	
436		特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ＩＣＴの利活用を推進する。【１-⑶-②③】	569,880	544,265	①インクルーシブ教育システム構築指定校数（校） ②専門家チーム委員による巡回相談指導（回数） ③学習サポーター・特別支援教育アシスタント配置人役数（人役）	①15（小9・中6） ②178 ③667	0	○
437		広島特別支援学校における教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、３年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【１-⑶-②】	2,505	2,280	職場見学・職場実習の実施回数（回）	見学9 実習291	0	◎
438		特別支援学校における相談支援体制の充実	「特別支援学校サポートセンター」が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する障害のあるこどもやその保護者、教員からの教育相談に対し、特別支援学校の専門性等を活かして必要な助言・援助等を行う。	－	－	－	－	－	
439		特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	特別支援学校に在籍する児童生徒の地域における交流の促進や自立、社会参加に必要な知識を学ぶ機会を提供するため、児童生徒や家族、地域住民、ボランティア等で構成するグループが行う余暇・文化活動、自然体験等の事業に対し、経費の一部を助成する。	1,620	1,890	①参加団体数 ②参加人数	①14 ②59	①14 ②57	◎
440		青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学･教育相談を行う。【１-⑹-①、２-⑷-①②、２-⑸-②】	3,557	15,207	相談件数（件）	6,117	0	
441		私立幼稚園特別支援教育研究事業	広島市私立幼稚園協会が実施する特別支援教育に関する研究事業に対し、経費の一部を助成することにより、特別支援教育に対する理解の向上、教育条件の整備、障害のある就学前児童の就園機会の拡大を図る。	455	455	施設数(施設)	1	1	◎
442		知的障害児(者)の就労前職場体験事業補助	本市の公共施設等での職場体験実習や、事前の研修会等を実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	350	350	実習生数	38	38	◎
443		特別支援学校高等部の職業教育の充実	特別支援学校高等部における職業教育を充実させるため、作業学習の指導方法等の工夫・改善や、職業実習の機会の充実に努めるとともに、職業コースにおいて、より専門的な技能の向上等を図る。	－	－	ジョブサポートティーチャーの配置（人数）	2	2	◎
444		障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施する。	3,065	2,854	開催回数（回）	10	13	
445		障害者差別解消に向けた相談体制の充実	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実を図る。	2,060	2,012	弁護士相談件数（件）	2	0	
446		広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組	広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営する。	1,185	1,421	開催回数（回）	0	0	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
447		「みんなのお店ひろしま」宣言事業	障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を「みんなのお店ひろしま」として本市ホームページで公表し、広く周知するとともに、その取組を応援することにより、事業者や市民への障害者差別解消に向けた気運の醸成を図る。	30	29	【宣言店数（累計）】 令和7年度末時点	236	214	◎
448		ヘルプマークの普及促進	広島県、障害者団体等と連携し、ヘルプマークの普及や市民への周知を実施する。	－	－	－	－	－	
449		高次機能障害・難病についての啓発	本市の広報紙やホームページ等を活用し、幅広く情報発信することにより、高次脳機能障害・難病の啓発を行う。	782,890	696,648	毎月当事者・家族・関係者向けの相談会の開催 支援者を対象とした講演会の開催	高次脳機能障害相談会（月１回） 生活相談：57名 個別相談：34件 高次脳機能障害講演会：2回	高次脳機能障害相談会（月1回） 生活相談：39名 個別相談：41件 高次脳機能障害講演会：2回	○
450		精神障害についての理解の促進	市民を対象とした精神障害に対する理解を深めるための講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施する。	2,775	2,097	開催回数（回）	40	39	
451		フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	「ひろしまフラワーフェスティバル」において、ステージ発表や、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、障害児(者)と市民との交流を促進する。	8,258	8,258	開催回数（回）	1	1	
452		障害児子どもまつり開催事業補助	「障害児子どもまつり」において、ステージ発表やあそびの広場等での障害児と市民との交流を促進する行事を実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	162	162	開催回数（回）	1	1	
453		福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、障害児(者)と地域との交流を促進する。	250,841	259,291	事業費補助額	231,212	260,658	

重点施策（４）　いじめ・不登校等対策の推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
454		道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師（心の先生）として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。また、道徳教育に係る推進校を指定し、指導方法などの実践研究を行い、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。【１-⑶-①】	1,788	1,798	「みんなで語ろう！心の参観日」実施校数（校）	小学校：139 中学校：63 中等教育学校：１ 特別支援学校：１	0	
455		ＭＬＢ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【２-⑷-②、２-⑸-②】	スクールカウンセラー事業に含める	スクールカウンセラー事業に含める	実施校数（校）	211	211	○
456		生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実･強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【１-⑶-①②③、２-⑷-②】	427,123	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	0	
457		「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。【１-⑶-①】	170	176	実施回数（回）	3	0	
458		「広島市いじめ防止対策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。【１-⑶-①】	3,254	2,882	実施回数（回）	2	0	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
459		青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学･教育相談を行う。【１-(6)-①、２-(3)-④、２-(4)-②、２-(5)-②】	3,557	15,207	相談件数（件）	6,117	0	
460		ネットパトロールの実施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【１-(5)-②】	2,141	2,141	問題発見件数（件）	285	529	
461		ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成	ＮＰＯ法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【１-(6)-②】	300	300	助成額（千円）	300	300	
462		ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、ＰＴＡ、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【１-(3)-③】	8,495	8,495	設置地域（中学校区）	62	0	
463		いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【２-(4)-②】	1,427	1,361	実施校数（校）	204	204	○
464		ＭＬＢ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【２-(4)-①、２-(5)-②】	スクールカウンセラー事業に含める	スクールカウンセラー事業に含める	実施校数（校）	211	211	○
465		生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実･強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【１-(3)-①②③、２-(4)-①】	427,123	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	0	
466		ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【１-(3)-②、１-(4)-①】	117,821	113,587	支援人数（人）	2,255	0	○
467		ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【１-(3)-②、１-(4)-①】	80,853	74,617	通室人数（人）	254	0	○
468		舟入市民病院小児心療科外来での医療的支援	医療面から心の健全な発達を支援するため、摂食障害や不登校など思春期の心の問題を抱えた小・中学生を対象に、外来診療を行う。	148,917	121,313	診察人数（人）	3,431	3,615	
469		心理面に課題のあるこどもに対する入所・通所治療	家庭環境や交友関係等により社会生活への適応が困難となったこどもに対し、愛育園（児童心理治療施設）において、心理治療や生活指導を行う。	261,114	252,587	入所・通所者の合計人数（人）	37	41	○
470		家族療法事業	不登校、ひきこもりの状態にあるこどもやその家族を支援するため、愛育園（児童心理治療施設）において、カウンセリングや親子での話し合いの場の設定などを通じて、心理治療や家族機能の回復等を図る。	23,132	20,968	実施数（件）	721	836	○
471		青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学･教育相談を行う。【１-(6)-①、２-(3)-④、２-(4)-①、２-(5)-②】	3,557	15,207	相談件数（件）	6,117	0	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
472		いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【２-(4)-①】	1,427	1,361	実施校数（校）	204	204	○
473		ひきこもりがちな青少年への支援事業	ひきこもりがちなこども・若者の自立を促進するため、ＮＰＯ法人への委託により、就労体験やボランティア体験などの社会体験活動への参加を支援する。	856	856	活動参加回数（回）	160	147	
474		広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【１-(4)-①、１-(6)-②】	12,126	12,126	相談支援件数（件）	延4,066	延4,033	
475		「ひきこもり」状態のこどもへの支援の検討	「ひきこもり」状態にあるこどもの実態把握に努める。また、関係機関による事例検討会を開催し、支援の方策を検討するとともに、学校における支援の取組に活かす。	－	－	検討会の実施回数（回）	2	2	
476		ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）を養成する。【１-(6)-②】	401	515	開催回数（参加延人数）	5回（277人）	5回（186人）	
477		広島市自殺(自死)対策推進センターの運営	自殺(自死)に関連した電話相談に応じ、悩みに応じた相談機関の情報提供を行うなど適切な援助を行う。	8,190	8,218	電話相談件数（件）	延1,334	延999	
478		インターネットを活用した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメールによる相談対応や支援機関の紹介等を行う。【１-(6)-②】	13,214	13,214	自殺(自死)に関する言葉(死にたい等)をインターネット上で検索した方を対象に、メールフォームにより精神保健福祉士・臨床心理士等とメール相談が可能な相談サイトにつながる広告を表示	広告表示182,130回 クリック数9,338回 相談者総数211名 相談者のポジティブな変化率 34.6%	広告表示235,184回 クリック数19,895回 相談者総数214名 相談者のポジティブな変化率 39.9%	
479		いのちの電話相談事業に対する補助	電話相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談に係る研修事業等に対して補助を行う。【１-(6)-②】	1,454	1,450	(社福)広島いのちの電話の電話相談員への研修事業等（参加相談員数・実施回数）	約80人・11回	約81人・11回	

重点施策（５）　ヤングケアラー等への支援

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
480		市民向け広報の実施	周囲の大人等がヤングケアラーについての理解を深め、こども・若者が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、支援につなげることができるよう、本市ホームページや広報紙「ひろしま市民と市政」への掲載、ポスターの掲示等による広報・啓発を実施する。	157	852	実施内容	ホームページの更新 市民と市政への掲載	ホームページの作成 市民と市政への掲載	
481		こども・若者への広報の実施	ヤングケアラー当事者の気づきを促し、相談につなげるため、市内の小・中・高等学校、大学等に相談窓口等を記載したチラシを配布する。	「市民向け広報の実施」に含む	「市民向け広報の実施」に含む	配布数（枚）	79,000	－	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
482		市立学校におけるアンケート調査の実施	ヤングケアラー当事者に気づきを与えるとともに、その兆候を把握するため、市立学校における小学５年生から高校生までを対象にアンケート調査を実施し、支援が必要と判断した児童生徒に対しては、学校とスクールソーシャルワーカーが連携し、こども家庭センターや児童相談所につなぐなどの支援を行う。	－	－	実施校数（校）	210	210	
483		相談窓口等での把握	こども家庭センターや児童相談所が子育て家庭からの相談に応じる際に、アセスメントシートを活用して家庭内での家事等の分担を聴取し、ヤングケアラーの把握に努める。また、様々な関係機関に対し、ヤングケアラーを把握した場合のつなぎ先であるこども家庭センターの相談窓口を周知する。	－	－	こども家庭センターで把握したヤングケアラーの数	100	101	
484		こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【１-(6)-①、２-(1)-①、２-(6)-②、３-(1)-②】	760	761	児童相談受付件数（件）	4,527	4,214	
485		地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【１-(6)-①、２-(1)-①、２-(6)-②、３-(1)-②】	5,444	5,315	設置数（か所）	16	－	
486	新規	地域における若者サポート事業	日常生活・社会生活を営む上で困難を有する若者が、安心して悩みごとや困りごとを相談できる関係づくりから、支援計画の策定、生活・就労等の相談支援、フォローアップまでの一貫した伴走型支援を実施する。【１-?-②】	8,464	－	－	－	－	
487		青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学･教育相談を行う。【１-(6)-①、２-(3)-④、２-(4)-①②】	3,557	15,207	相談件数（件）	6,117	0	
488		児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【１-(6)-①、２-(1)-①】	39,445	32,919	相談件数（件）	3,921	4,973	
489		児童相談所における相談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、こどもに関する様々な相談に対応する。【２-(1)-①】	－	－	相談受付件数（件）	6,777	6,843	
490		親子のための相談ＬＩＮＥ	ＳＮＳを活用した「親子のための相談ＬＩＮＥ」により、こどもに関する様々な相談に対応する。【２-(1)-①】	3,586	5,300	相談受付件数（件）	288	357	
491		外国人市民の総合相談窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【２-(8)-②】	30,652	28,887	相談窓口の利用件数（件）	1,100	981	○
492		相談窓口職員や教職員等への研修	こども家庭センターの職員や教職員等を対象に、ヤングケアラー経験者等を講師としたヤングケアラーの実情への理解を深めるための研修を実施する。	47	93	研修回数（回） 参加者数（人）	１回 30人	２回 43人	
493		ピアサポート等相談支援の実施	社会福祉法人等に委託し、ヤングケアラーの支援について知見を有する相談員を配置したヤングケアラー専用の相談窓口を設置するとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。	7,185	7,000	相談件数（件）	49	－	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
494	拡充	当事者の会の開催	ヤングケアラーの当事者同士が気軽に集い、悩みや経験などを共有できるよう、オンライン形式のサロンを開催する。	185	53	参加者数（人）	2	－	
495		ＭＬＢ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【２-(4)-①②】	スクールカウンセラー事業に含める	スクールカウンセラー事業に含める	実施校数（校）	211	0	○
496	拡充	学校内での相談支援体制の強化	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置して、児童生徒からの相談に応じるとともに、こども家庭センターなどと連携して必要な支援につなげる。	409296（SSW,SC事業）	381,325（SSW,SC事業）	SSWケース数（件） SC相談件数（件）	1,128 37,725	1,037 37,803	○
497		子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【２-(1)-①、２-(6)-②】	537	548	訪問延回数（回）	96	107	
498		関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【１-(6)-①、２-(6)-②】	「こども家庭センターの運営事業」に含む。	「こども家庭センターの運営事業」に含む。	個別ケース検討会議開催回数（回）	351	355	
499		相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【２-(6)-②、３-(1)-②】	44,800	51,200	実施内容	相談支援包括化推進員が支援の調整を行い、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	令和６年度中に相談支援包括化推進員の全区配置を完了するとともに、同推進員が支援の調整を行い、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	

重点施策（６）　こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
500		生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学４年生から高校生までのこどもを対象に、学習支援会を開催する。	2,621	2,382	開催回数（回）	77	59	
501	拡充	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭のこどもの将来への不安を解消し、進学や自立を後押しするため、大学生等による学習支援や、模擬試験等の受験料の支給等を実施するとともに、個別支援が必要なこどもに対してきめ細かい支援を行うため、個別学習支援員を配置する。【２-(7)-②】	10,737	11,322	開催回数（回）	396	360	
502		幼児教育・保育の無償化	３歳から５歳までの全てのこどもと、０歳から２歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【１-(7)-①、２-(6)-④、２-(7)-③】	902,768	1,159,891	延べ利用児童数（人）	42,607	55,974	
503		保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【１-(7)-①、２-(6)-④、２-(7)-③】	－	－	減免件数（件）	106	458	○

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
504		保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【１-(7)-①、２-(6)-④】	1,246	967	延べ利用児童数(人)	166	204	
505		幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【１-(7)-①、２-(6)-④、２-(7)-③】	9,032	9,595	給付実績（人）	364	570	
506		就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【１-(7)-①、２-(6)-④、２-(7)-③】	1,171,206	1,652,292	給付実績（人）	17,577	0	
507		市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【１-(7)-①、２-(6)-④、２-(7)-③】	－	－	対象者数（人）	2	0	
508		被保護世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護世帯（生活保護受給世帯）のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【２-(6)-③】	13,300	14,048	決定件数（件）	60	79	
509		高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯、扶養する子等が３人以上の多子世帯の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【１-(7)-①、２-(6)-④、２-(7)-③】	－	－	〈市立大学〉 減免者数（人） 〈看護専門学校〉 【入学料減免者数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	〈市立大学〉 【入学料】133人 【授業料】435人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　23人 2/3減免　1人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　61人 2/3減免　6人 1/3減免　6人 1/4減免　0人	〈市立大学〉 【入学料】50人 【授業料】205人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　2人 2/3減免　3人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　12人 2/3減免　16人 1/3減免　8人 1/4減免　1人	
510		広島市立大学独自の授業料減免	国の修学支援新制度の対象外で、市町村民税の所得割が非課税の世帯の学生、被災等の特別事情が発生した世帯等の学生に対し、授業料を減免する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	－	授業料減免延人数（人）	92	92	
511		こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【１-(6)-①、２-(1)-①、２-(5)-②、３-(1)-②】	760	761	児童相談受付件数（件）	4,527	4,214	
512		地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【１-(6)-①、２-(1)-①、２-(5)-②、３-(1)-②】	5,444	5,315	設置数（か所）	16	－	
513		生活困窮者自立相談支援事業	各区に設置したくらしサポートセンターにおいて、生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込んだ支援計画を作成し、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援を行う。	315,021	291,514	相談受付件数（件）	3,620	3,185	
514		家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・支出の節約に関する指導、生活に必要な資金の貸付のあっせん等を行う。	41,021	37,257	相談受付件数（件）	145	133	
515		ひとり親家庭等の相談支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【２-(7)-②】	261	139	延べ相談件数（件）	15,859	15,809	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
516		子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【２-(1)-①、２-(5)-②】	537	548	訪問延回数（回）	96	107	
517		子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【２-(1)-①、２-(6)-③】	8,879	8,758	延べ利用日数（日）	1,066	1,431	
518		フードシェアリングの促進	食品の寄附者と食品を必要とする団体等を、インターネットを通じてマッチングするシステムを構築し、売れ残りなどの食品の有効活用を促進するとともに、貧困対策等の福祉的な支援を行う。	3,685	10,230	実施内容	システム構築	－	◎
519		ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食品提供等の情報をＳＮＳを活用してプッシュ配信する。【２-(7)-②】	1,420	1,620	－	－	－	
520		ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【２-(6)-③、２-(7)-②】	2,857	2,577	延べ派遣時間数（時間）	223	225	
521		ひとり親家庭等地域生活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【２-(1)-①、２-(7)-②】	4,116	4,183	利用世帯数（件）	2	－	
522		親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【２-(1)-①】	母子生活支援施設入所措置に含む	母子生活支援施設入所措置に含む	利用世帯数（件）	4	4	
523		住居確保給付金給付事業	離職等により経済的に困窮し住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。また、収入が著しく減少し、家計の改善のため、家賃が低廉な住宅への転居が必要な者に対し、転居費用額相当の給付金を支給する。	10,181	13,002	決定件数（件）	57	47	
524		特賃住宅の入居促進	中堅所得者向けの市営住宅（特賃住宅）を、家賃助成により子育て世帯に供給し、居住水準の向上を図る。	－	－	助成世帯数（世帯）	7	10	
525		市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の２倍）を実施する。【２-(7)-②】	－	－	申込件数（件）	658	823	
526		広島市居住支援協議会の運営	子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、入居を拒まないセーフティネット住宅、安否確認や見守りサービスなどを提供する居住サポート住宅及び入居支援等を行う居住支援法人などの情報を提供する。	300	300	－	－	－	
527		居住支援事業（一時生活支援事業）	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う。	45,428	43,306	決定件数（件）	163	171	
528		子育て家庭等居場所づくり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【１-(4)-①、２-(7)-②】	14,237	16,223	設置数（か所）	7	7	
529		関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【１-(6)-①、２-(5)-②】	「こども家庭センターの運営事業」に含む。	「こども家庭センターの運営事業」に含む。	個別ケース検討会議開催回数（回）	351	355	
530		相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【２-(5)-②、３-(1)-②】	44,800	51,200	実施内容	相談支援包括化推進員が支援の調整を行い、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	令和６年度中に相談支援包括化推進員の全区配置を完了するとともに、同推進員が支援の調整を行い、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
531		被保護者就労支援事業	本市と民間事業者が協力し、カウンセリングにより就労意欲を喚起するなど、生活保護受給者の就労支援を行う。	83,563	81,708	就職決定者数（人）	579	603	
532		就労支援窓口における就労支援	全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施する。	－	－	就職決定者数（人）	709	732	
533		ひとり親家庭等就業支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。【２-(7)-①】	34,611	31,433	就職者数（人）	46	50	
534		自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。【２-(7)-①】	2,832	4,020	支給対象者（人）	28	17	
535		高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。【２-(7)-①】	105,955	110,410	支給対象者（人）	131	142	
536		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【２-(7)-①③】	11,834	2,268	貸付件数（件）	22	23	
537		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要となる資金を貸し付ける。【２-(7)-①③】	46,440	41,400	貸付件数（件）	69	62	
538		ひとり親家庭学び直し支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やこどもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対象講座の受講料を支給する。また、ひとり親家庭の親が学士号等を取得する場合に、大学の授業料等の一部を補助する。【２-(7)-①】	550	150	支給対象者（人）	1	1	
539		被保護世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護世帯（生活保護受給世帯）のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【２-(6)-①】	13,300	14,048	決定件数（件）	60	79	
540		子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【２-(1)-①、２-(6)-②】	8,879	8,758	延べ利用日数（日）	1,066	1,431	
541		ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【２-(6)-②、２-(7)-②】	2,857	2,577	延べ派遣時間数（時間）	223	225	
542		児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【１-(7)-①、２-(7)-③】	25,689,788	27,179,573	支給対象児童数（延月人数）	1,973,139	1,706,864	
543		児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【１-(7)-①、２-(7)-③】	3,983,870	3,758,236	支給対象児童数（延月人数）	131,386	135,312	
544		特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。【２-(7)-③】	1,370	1,378	相談件数（件）	101	89	
545		離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取決めの重要性などに関する講座を実施する。【２-(7)-③】	615	419	開催回数（回）	2	2	
546		養育費に関する公正証書作成費等の補助	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に要する保証料を支給する。【２-(7)-③】	2,996	2,152	申請件数（件）	113	89	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
547		幼児教育・保育の無償化	３歳から５歳までの全てのこどもと、０歳から２歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【１-(7)-①、２-(6)-①、２-(7)-③】	902,768	1,159,891	延べ利用児童数（人）	42,607	55,974	
548		保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【１-(7)-①、２-(6)-①、２-(7)-③】	－	－	減免件数（件）	106	458	○
549		保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【１-(7)-①、２-(6)-①】	1,246	967	延べ利用児童数(人)	166	204	
550		幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【１-(7)-①、２-(6)-①、２-(7)-③】	9,032	9,595	給付実績（人）	364	570	
551		地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【１-(7)-①、２-(7)-③】	4,295	4,729	支払件数（件）	28	31	
552		就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【１-(7)-①、２-(6)-①、２-(7)-③】	1,171,206	1,652,292	給付実績（人）	17,577	0	
553		市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【１-(7)-①、２-(6)-①、２-(7)-③】	－	－	対象者数（人）	2	0	
554		母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【１-(7)-①、２-(7)-③】	212,248	223,092	貸付件数（件）	176	207	
555		高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯、扶養する子等が３人以上の多子世帯の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【１-(7)-①、２-(6)-①、２-(7)-③】	－	－	〈市立大学〉 減免者数（人） 〈看護専門学校〉 【入学料減免者数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	〈市立大学〉 【入学料】133人 【授業料】435人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　23人 2/3減免　1人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　61人 2/3減免　6人 1/3減免　6人 1/4減免　0人	〈市立大学〉 【入学料】50人 【授業料】205人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　2人 2/3減免　3人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　12人 2/3減免　16人 1/3減免　8人 1/4減免　1人	
556		広島市立大学独自の授業料減免	国の修学支援新制度の対象外で、市町村民税の所得割が非課税の世帯の学生、被災等の特別事情が発生した世帯等の学生に対し、授業料を減免する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	ー	授業料減免延人数（人）	92	92	

重点施策（７）　ひとり親家庭への支援

No.	新規・拡充等別	名　　称	内　　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
557		ひとり親家庭等就業支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。【２-(6)-③】	34,611	31,433	就職者数（人）	46	50	
558		市営店舗入店抽選時の優遇措置	母子世帯について、市営店舗の入店抽選における当選確率を高くする優遇措置（持ち玉数を２倍）を実施する。	－	－	申込件数（件）	0	1	
559		自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。【２-(6)-③】	2,832	4,020	支給対象者（人）	28	17	
560		高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。【２-(6)-③】	105,955	110,410	支給対象者（人）	131	142	
561		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【２-(6)-③、２-(7)-③】	11,834	2,268	貸付件数（件）	22	23	
562		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要となる資金を貸し付ける。【２-(6)-③、２-(7)-③】	46,440	41,400	貸付件数（件）	69	62	
563		ひとり親家庭学び直し支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やこどもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対象講座の受講料を支給する。また、ひとり親家庭の親が学士号等を取得する場合に、大学の授業料等の一部を補助する。【２-(7)-①】	550	150	支給対象者（人）	1	1	
564		ひとり親家庭等の相談支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【２-(6)-②】	261	139	延べ相談件数（件）	15,859	15,809	
565		ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【２-(6)-②③】	2,857	2,577	延べ派遣時間数（時間）	223	225	
566		ひとり親家庭等生活支援講習会	ひとり親家庭等を対象に、家計管理、育児等に関する専門家による講習会等を開催する。	294	294	開催回数（回）	4	4	
567		ひとり親家庭等地域生活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【２-(1)-①、２-(6)-②】	4,116	4,183	利用世帯数（件）	2	－	
568		ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食品提供等の情報をＳＮＳを活用してプッシュ配信する。【2-(6)-②】	1,420	1,620	－	－	－	
569		保育園等への入園の優先的取扱い	ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、ひとり親家庭の児童の心身の健全な育成が図られるよう、保育園等の入園を優先的に取り扱う。	－	－	ひとり親世帯申込者数（人）	175	213	
570		市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の２倍）を実施する。【２-(6)-②】	－	－	申込件数（件）	658	823	
571		母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【２-(1)-②、２-(2)-①】	215,361	216,328	入所世帯数（月平均）	37	33	
572		身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしているこども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。【２-(2)-②】	104	91	被保証人数（人）	7	8	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
573		ひとり親家庭健全育成事業の促進	広島市母子寡婦福祉連合会が実施する、ひとり親家庭の親子が参加するりんご狩りや野球観戦等の行事やレクリエーションに対し、必要な経費を補助する。	533	200	参加者（人）	208	146	
574		こどもが見て聞いて楽しむ四大プロ	優れた芸術やスポーツを”生”で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く四大プロ（広島交響楽団、広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島ドラゴンフライズ）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【２--②】	2,046 （うち文化振興課：936、スポーツ振興課：1,110）	2048 （うち文化振興課：938、スポーツ振興課：1,110）	参加者数（人）	1,096 （うち文化振興課：808、スポーツ振興課：288）	465 （うち文化振興課：162、スポーツ振興課：303）	◎
575		ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭のこどもの将来への不安を解消し、進学や自立を後押しするため、大学生等による学習支援や、模擬試験等の受験料の支給等を実施するとともに、個別支援が必要なこどもに対してきめ細かい支援を行うため、個別学習支援員を配置する。【２-(6)-①】	10,737	11,322	開催回数（回）	396	360	
576		子育て家庭等居場所づくり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【１-(4)-①、２-(6)-②】	14,237	16,223	設置数（か所）	7	7	
577		児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【１-(7)-①、２-(6)-④】	25,689,788	27,179,573	支給対象児童数（延月人数）	1,973,139	1,706,864	
578		児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【１-(7)-①、２-(6)-④】	3,983,870	3,758,236	支給対象児童数（延月人数）	131,386	135,312	
579		ひとり親家庭等医療費補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【１-(7)-②】	1,003,251	982,345	受給者数（人）	20,146	20,109	○
580		幼児教育・保育の無償化	３歳から５歳までの全てのこどもと、０歳から２歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【１-(7)-①、２-(6)-①④】	902,768	1,159,891	延べ利用児童数（人）	42,607	55,974	
581		保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【１-(7)-①、２-(6)-①④】	－	－	減免件数（件）	106	458	○
582		幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【１-(7)-①、２-(6)-①④】	9,032	9,595	給付実績（人）	364	570	
583		地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【１-(7)-①、２-(6)-④】	4,295	4,729	支払件数（件）	28	31	
584		就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【１-(7)-①、２-(6)-①④】	1,171,206	1,652,292	給付実績（人）	17,577	0	
585		市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【１-(7)-①、２-(6)-①④】	－	－	対象者数（人）	2	0	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
586		高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯、扶養する子等が３人以上の多子世帯の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【１-(7)-①、２-(6)-①④】	－	－	〈市立大学〉 減免者数（人） 〈看護専門学校〉 【入学料減免者数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	〈市立大学〉 【入学料】133人 【授業料】435人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　23人 2/3減免　1人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　61人 2/3減免　6人 1/3減免　6人 1/4減免　0人	〈市立大学〉 【入学料】50人 【授業料】205人 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免　2人 2/3減免　3人 1/3減免　2人 【授業料】 全額減免　12人 2/3減免　16人 1/3減免　8人 1/4減免　1人	
587		広島市立大学独自の授業料減免	国の修学支援新制度の対象外で、市町村民税の所得割が非課税の世帯の学生、被災等の特別事情が発生した世帯等の学生に対し、授業料を減免する。【２-(6)-①④、２-(7)-③】	－	ー	授業料減免延人数（人）	92	92	
588		税負担の軽減等	ひとり親家庭の所得税、市・県民税について、申告に基づき、寡婦控除とひとり親控除を行う。	－	－	実施内容	申告に基づき、控除の適用を実施	－	
589		水道料金・下水道使用料の減免	ひとり親家庭等の水道料金と下水道使用料について、１か月につき0～10㎥相当額を減免する。	－	－	【水道局】 減免件数（延べ件数） 【下水道局】 減免件数（延べ件数）	【水道局】 48,478 【下水道局】 47,155	【水道局】 48,829 【下水道局】 47,584	◎
590		旅客鉄道会社定期乗車券割引	児童扶養手当の受給世帯等が、通勤定期乗車券を購入する場合、旅客鉄道会社が通勤定期乗車券の割引を行う。	－	－	－	－	－	
591		母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【１-(7)-①、２-(6)-④】	212,248	223,092	貸付件数（件）	176	207	
592		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【２-(6)-③、２-(7)-①】	11,834	2,268	貸付件数（件）	22	23	
593		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要となる資金を貸し付ける。【２-(6)-③、２-(7)-①】	46,440	41,400	貸付件数（件）	69	62	
594		特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。【２-(6)-④】	1,370	1,378	相談件数（件）	101	89	
595		離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取決めの重要性などに関する講座を実施する。【２-(6)-④】	615	419	開催回数（回）	2	2	
596		養育費に関する公正証書作成費等の補助	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に要する保証料を支給する。【２-(6)-④】	2,996	2,152	申請件数（件）	113	89	

重点施策（８）　外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
597		外国にルーツを持つ　こどもへの支援の充実	外国にルーツを持つこどもとのコミュニケーション等を支援する多文化共生担当の保育士を、モデル園として基町保育園に配置し、絵や写真などを用いた視覚的な支援を通じた生活に必要な言葉の獲得や、こども同士の遊びを通じたコミュニケーション力の育成などに取り組み、得られた成果を他の公立・私立保育園等に広めることで、社会生活への適応や小学校への円滑な接続を図る。	－	－	－	－	－	
598		就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年９月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【１-⑶-②】	－	－	各関係機関へ就学案内を配付（か所）	37	0	
599		帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【１-⑶-②】	25,598	25,060	日本語指導協力者派遣回数（回）	5,011	0	
600		外国人市民向け生活情報提供事業	日常生活に必要な行政サービスや生活関連の情報をまとめ、多言語（７言語・日本語併記）に翻訳した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成・配布する。リーフレット版を各区市民課等窓口で配布し、ガイドブック本文は本市ホームページで公開する。また、必要に応じて行政情報の翻訳を行う。	3,122	3,122	外国人市民のための生活ガイドブック（リーフレット版）の作成数（部）	9,000	9,200	◎
601		外国人市民の総合相談窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【２-⑸-②】	30,652	28,887	相談窓口の利用件数（件）	1,100	981	○
602		子育て支援情報の提供の充実	外国人市民向けの子育て支援情報について、多言語での情報提供や周知を行うとともに、多言語化や提供情報の拡充など支援の充実を図る。	－	－	－	－	－	
603		外国人市民の日本語能力向上支援事業	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実を図る。	10,486	10,382	日本語教室、日本語ボランティア養成講座及びやさしい日本語講座等の受講者数（人）	377	249	
604		保護者への支援の充実	保育園等において、保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るため、通訳機器の導入や配付物・掲示物の多言語化などを行うとともに、日本人と外国人の保護者やこどもが多様な文化に触れ合う機会を創出し、相互理解の促進に取り組む。また、保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、乳幼児健診や保健師との相談等の場において、通訳機器の導入や配布物の多言語化を行う。	－	110	多文化に触れ合う交流会の開催回数(回)	1	2	

基本的視点３　地域のあらゆる主体による子育て支援の充実

重点施策（１）　地域共生社会の実現に向けた取組の推進

（単位：千円）　（単位：千円）

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
605		各区の常設オープンスペースの運営	各区の地域福祉センター内（中区は健康科学館内）において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【１-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	設置数（か所）	8	8	
606		公募型常設オープンスペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等の機能の充実を図るため、ＮＰＯ法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【１-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	設置数（か所）	16	16	
607		地域の子育てオープンスペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【１-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	派遣支援回数（回）	399	460	
608		きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【１-(6)-①】	18,565	17,124	施設数(園)	193	186	◎
609		児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【１-(4)-②】	1,253,162	1,348,942	整備数（館）	124	0	
610		ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【１-(4)-①】	11,115	10,879	援助活動件数（件）	5,130	5,251	
611		高齢者いきいき活動ポイント事業における担い手確保	子育てオープンスペースでの子育て支援の活動やこどもの居場所づくり（こども食堂や学習支援等）に関する活動に対して高齢者いきいき活動ポイントを付与し、地域活動の担い手確保につなげる。	1,007,094	1,092,789	地域の支え手となる活動（ボランティア活動）に参加した人数（人）	48,197	46,379	○
612		めざせ子育てほっとタウンあさみなみ（安佐南区・区の魅力と活力向上推進事業）	幅広い世代による子育て支援が充実するよう、大学生、短大生、専門学校生を対象に、「子育てしやすいまちづくり」を目指して、公園マップづくり等を主体的に行う安佐南区子育てサポーター（ＡＫＳ）の養成講座を実施するとともに、子育てオープンスペース等での多世代交流を図る。また、冒険遊び場の開設への支援を行う。	519	889	公園マップ作成数 AKS活動日数 AKS活動参加延人数 養成講座回数	1か所（2500部） 21日 133人 1回	1 19 62 1	
613		冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【１-(4)-②、１-(5)-③】	8,325	5,252	開催場所（か所）	3	0	
614		地域のきずなづくり冒険遊び場の整備（安佐北区・区の魅力と活力向上推進事業）	区内各所に出張して冒険遊び場をイベント的に開設し、区内の冒険遊び場の認知度を高め、気運の醸成を図るとともに、担い手（地元ボランティア）の育成や、地域住民のきずなの広がりを推進する。	766	375	－	2	2	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
615		こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【１-(6)-①、２-(1)-①、２-(5)-②、２-(6)-②】	760	761	児童相談受付件数（件）	4,527	4,214	
616		地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【１-(6)-①、２-(1)-①、２-(5)-②、２-(6)-②】	5,444	5,315	設置数（か所）	16	－	
617		保健師地区担当制の推進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【１-(6)-①】	1,070	1,076	①家庭訪問件数（件） ②地域団体等への会議出席回数（回） ③包括的相談への対応回数（回）	①8,710 ②3,868 ③延5,402	①10,332 ②3,683 ③延5,370	
618		地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【１-(1)-①、１-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（220,333千円）に含む。	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	所内相談・指導件数（件）	844	981	
619		民生委員・児童委員による支援	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力し、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭の福祉等に関する相談や助言を行う。	217,025	223,246	実施内容	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力して、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭の福祉等に関する相談及び助言を行った。	－	
620		相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【２-(5)-②、２-(6)-②】	44,800	51,200	実施内容	相談支援包括化推進員が支援の調整を行い、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	令和６年度中に相談支援包括化推進員の全区配置を完了するとともに、同推進員が支援の調整を行い、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	
621		地域資源管理システムの運用	市民へ地域資源の情報を円滑に提供するとともに、支援関係機関による効果的・効率的な相談支援を行うため、様々な地域資源の情報を一元的に管理するシステムを運用する。	4,686	4,686	インターネット上で公開している地域資源情報の数	4,177	3,304件	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
622		重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援、社会への参加支援、地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進する。	2,483	2,293	実施内容	区ネットワーク会議を開催し、相談支援機関との連携強化等を図るとともに、地区担当保健師による支援対象者へのアウトリーチの実施、地域資源管理システムの導入を踏まえた市民や相談支援機関への周知など、各区において重層的支援体制整備事業を推進した。	区ネットワーク会議を開催し、相談支援機関との連携強化等を図るとともに、地区担当保健師による支援対象者へのアウトリーチの実施、地域資源管理システムの導入を踏まえた市民や相談支援機関への周知など、各区において重層的支援体制整備事業を推進した。	
623		福祉のまちづくりの推進	便所の改修やエレベーターの設置など、諸施設の福祉環境の整備・改善を図る。	258,750	277,295	決算額	255,288	239,310	
624		低床車両（バス）の導入促進	乗合バス事業者が導入するノンステップバス（低公害バス）車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	150,500	126821	導入バス車両数（台）	2	1	
625		低床車両（電車）の導入促進	鉄軌道事業者が導入する低床路面電車車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	33,628	32,872	導入低床路面電車編成数（編成）	1	2	
626		交通施設のバリアフリー化の推進	主要な駅について、交通事業者が実施するバリアフリー化設備整備費の一部を国と共に補助する。	235,000	170,000	主要駅の整備率（％）	84.5	81.0	
627		福祉環境整備	市内の主要な駅などから周辺の主要な施設までの経路について、バリアフリー化を一層促進する。	170,700	165,400	金額（千円）	175,955	175,589	
628		市営住宅のバリアフリー化の推進	こども連れや妊産婦等に配慮した居住環境を整備するため、市営住宅の住戸内のバリアフリー化を推進する。	139,342	88,506	整備数(戸)	12	16	
629		公共施設等のバリアフリー設備に関する情報提供	公共施設等のバリアフリー設備の整備状況を、マップ形式でホームページに掲載し、市民に情報提供する。	統合型地理情報システムの運用管理費に含む。	統合型地理情報システムの運用管理費に含む。	アクセス数	3,568	2,440	
630		赤ちゃん安心おでかけ事業	外出中の授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「にこにこベビールーム」として登録し、赤ちゃんと一緒に外出しやすい環境を整備する。	－	－	登録施設数（累計）	333	－	
631		マタニティマークの普及促進	妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、妊産婦が周囲に妊婦であることを示し、身に付けることができるマタニティマーク入りキーホルダーを配布する。	－	－	配布数（妊娠届出数）（人）	7,795	7,720	
632		三世代同居・近居支援事業	子育てや介護等の支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯が、市内に居住する親世帯の近くに住み替えて同居や近居を始める場合に、引越し費用等の一部を助成する。	10,558	10,861	助成件数（件）	113	103	◎
633	拡充	住宅団地における住替え促進事業	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や除却工事費、家賃の一部を補助する。	3,640	4,400	補助件数（件）	リフォーム補助：7件 家賃補助(新規)：0件 家賃補助(継続)：2件	リフォーム補助：3件 家賃補助(新規)：1件 家賃補助(継続)：1件	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
634		結婚支援に関する取組の周知・広報協力	広島県の支援により、公益財団法人ひろしまこども夢財団が運営している「こいのわ出会いサポートセンター」の結婚支援に関する取組について、本市ホームページへのリンク等による周知・広報協力を行う。	－	－	県と連携し、「結婚＆家族生活　はじめるBOOK」を各区にて配布（部）	－	300	
635		児童福祉月間	児童福祉に対する市民の理解を深め、子育て支援意識の醸成を図るため、毎年５月を「こどもまんなか 児童福祉月間」と定め、各種の子育て支援事業や啓発事業を実施する。	586	586	参加人数（人）	34,731	30,960人	
636		公民館学習会・子育て支援事業	子育てオープンスペース、子育て支援講座などを公民館で開催し、地域における子育て支援の輪を広げる。	指定管理者料に含む	指定管理者料に含む	事業数（事業） 実施施設数（館） 実施回数（回） 参加人数（人）	201事業 71館 1,796回 26,208人	203事業 71館 1,712回 25,756人	
637		子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【１-(1)-①、１-(6)-①、３-(1)-⑤】	479	462	配布数（部）	14,000	14,000	
638		男女共同参画啓発リーフレットの作成	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。【３-(1)-⑤】	153	153	作成回数（回）	1	1	○
639		小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成	啓発用冊子を市内の全小学校の５年生、全中学校の２年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	587	606	作成回数（回）	小中学生向け各1	小中学生向け各1	○
640		子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【１-(1)-①、１-(6)-①、３-(1)-④】	479	462	配布数（部）	14,000	14,000	
641		男女共同参画啓発リーフレットの作成	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。【３-(1)-④】	153	153	作成回数（回）	1	1	○
642		男性向け男女共同参画啓発リーフレットの作成	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。	312	318	作成回数（回）	1	1	○
643		つどいの広場事業	健康科学館（広島市健康づくりセンター）内において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を祝・休日含めて運営し、子育て家庭に対する支援を行う。	8,297	8,103	利用者数（人）	14,137	14,703	
644		パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【１-(1)-①】	3,596	2,643	参加者数（人）	2,337	2,285	
645		きんさい！みんなの保育園事業（はじめての子育て応援事業）	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【１-(1)-①】	18,565	17,124	実施回数	54	－	◎
646		家庭教育講座の充実	家庭教育を支援するため、公民館において、保護者を対象に、子育てや親の役割など家庭教育についての学習会を、こどもの発達段階に応じて実施する。	指定管理者料に含む	指定管理者料に含む	事業数（事業） 実施施設数（館） 実施回数（回） 参加人数（人）	118事業 71館 271回 6,056人	131事業 71館 321回 6,765人	
647		こども・若者の意見表明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【３-(4)-①】	－	－	市政出前講座開催回数（回）	2	－	
648		人権啓発事業の実施	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベント開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。	7,155	8,456	パンフレット作成部数（部）	6,000	4,000	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
649		市民に対する人権教育の推進	①小学校の保護者層に焦点を当てた人権教育の学習資料を作成・配布する。 ②また、社会教育施設（公民館、男女共同参画推進センター、青少年センター）において人権教育講座を開催し、市民の人権に関する学習活動を支援する。	①174 ②指定管理者料に含む（公民館実施分） ②指定管理料に含む。（男女共同参画推進センター分）	①174 ②指定管理料に含む	①保護者向け資料作成部数（部） ②事業数（事業） 事業施設数（館） 実施回数（回）	①9,600 ②112事業 71館 174回 4,922人 （公民館実施分） ②－（男女共同参画推進センター分）	①10,500 ②－	◎
650		学校における人権教育の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。【１-⑶-②】	1,774	1,767	大学教授等を講師に招聘した校内研修会実績（回）	133	0	
651		児童虐待防止のための取組	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、相談・援助を行うとともに、虐待の予防や早期発見を促すため、リーフレットやポスター等を活用した広報・普及活動（オレンジリボンキャンペーン）、学校、医療機関等関係者に対する研修の実施、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知等を行う。	56,543	48,658	虐待相談受付件数（件）	3,268	3,095	
652		性的マイノリティに対する理解の促進	広島法務局等と連携し、人権課題の解消に向けた各種啓発活動を行い、市民の理解の一層の深化を図る。また、パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。	324	324	パートナーシップ宣誓制度チラシ作成部数（部）	10,200	7,600	◎
653		学校における性的マイノリティの児童生徒等への対応	教職員を対象として、性的マイノリティに係る適切な理解を含む人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会を実施する。	－	－	教職員対象の研修の実施（回）	7	5	

重点施策（２）　子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
654		若者、女性等に対する就労支援事業	若者、女性、就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けた伴走型支援を実施する。	50,399	49,091	就職決定者数（人）	265	222	○
655		女性の就労支援相談の実施	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、専門の相談員が就労に関する悩みや不安などの相談に対応する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	相談件数（件）	19	5	◎
656		女性の就労支援に関する講座の開催	女性の起業・再就職を支援するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、キャリアアップセミナーなどの講座を実施する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	参加者数（人）	28	55	◎
657		マザーズハローワークと連携した出張就職・保育相談	就職活動と保育園等の入所を同時に検討している保護者等を対象に、マザーズハローワークと保育サービスアドバイザーによるセミナーを開催する。また、保育園の入所申請やオープンスペースの利用機会に合わせて就職相談ができるよう、マザーズハローワークの出張相談会を開催する。	－	－	相談者数（人）	31	－	
658	拡充	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、優良企業の認定制度の運用を行うとともに、女性や若者にとって魅力的な職場環境づくりに積極的な企業の取組事例を紹介・共有する機会の提供等を行う。	1,149	435	参加企業数（社）	開催なし	セミナー：10	
659	新規	女性の就職機会創出事業	働きたい女性の就職機会を創出するとともに、企業の人手不足の改善を図るため、中小企業を対象とした雇用に関する意識改革に向けたセミナーを開催する。	780	－	－	－	－	

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
660		男女共同参画・子育て支援資金融資制度	男女共同参画や子育て支援に積極的に取り組む中小企業を支援するため、平成20年度に創設した男女共同参画・子育て支援資金融資制度の利用促進を図る。	3,000	3,000	新規貸出件数（件）	0	0	◎
661		広島市男女共同参画推進事業者表彰	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している市内に本社・本店を置く事業者のうち、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することにより、他の事業者の意識啓発を図る。	210	210	表彰事業者数（事業者）	3（一般表彰２社、特別表彰1社）	2（一般表彰）	◎
662		事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	25	25	回数（回）	7	2	◎
663	拡充	女子学生等を対象とした女性管理職や女性起業家等のロールモデルの提供	女子学生等が市内等で就職する意識を醸成し、女性役員の登用や女性起業家の育成につなげるため、市内等で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを大学等の講座に派遣する。【１-⑸-③】		－	－	－	－	○
664		働く女性のための就労環境整備の推進	女性が働きやすい職場環境の整備を推進するため、市内企業等に対して、女性活躍推進に関する研修会等を実施する。	2,682	2,682	研修会数（回）	3	3	○
665		事業所内保育施設の設置に関する指導・助言	事業所内への保育施設の設置について、積極的に相談に応じ、指導・助言を行う。	－	－	施設数（施設）	0	0	

重点施策（３）　安全・安心なまちづくりの推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
666		「減らそう犯罪」推進事業	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、広島市防災情報メールや広島市公式ＬＩＮＥアカウントでの不審者情報等の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などにより、防犯意識の向上を図る。また、市内の全市立中学校を対象に犯罪被害等防止教室を実施し、こどもの防犯力を育成するとともに、規範意識を育むことにより迷惑行為や犯罪の抑止を図る。	3,384	3,586	犯罪被害等防止教室実施校数（校） 犯罪被害等防止教室参加者数（人）	15校 4,231人	18校 7,206人	◎
667		こどもの見守り活動の促進	毎月22日の「こども安全の日」を中心とした安全に関する取組や「８・３運動」（登校時の午前８時前後と下校時の午後３時以降を中心にこどもを見守る運動）の展開等により、地域におけるこどもの見守り活動を促進する。また、地域においてこどもの緊急避難場所となる「こども１１０番の家」の設置を促進する。	34,816	35,235	全児童防犯ブザー所持率（％）	87	86	
668		消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、二十歳を祝うつどいなどの各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【１-⑸-③】	5,778	5,195	①成人向けの消費者教育講習会等（回） ②学校等教育職員に対する研修（回） ③大学等への消費者教育情報の配信（回・学校数） ④おやこ消費者学習会の開催（回） ⑤イベントへの出展（回）	①49 ②8 ③3・8 ④1 ⑤6	①39 ②8 ③3・8校 ④1 ⑤7	
669		地域安全活動事業の促進	市民の防犯意識の高揚、各種犯罪の予防と少年の非行防止等を目的として、各種の事業を実施している防犯組合連合会へ事業補助を行う。	8,350	8,350	防犯組合連合会（8団体）への補助（千円）	8,311	7,968	◎

No.	新規・拡充等別	名　　称	内　　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
670		地域防犯カメラ設置補助事業	犯罪や不審者の抑止効果や犯罪が発生したときの早期解決に有効な防犯カメラの設置費用の一部を助成することにより、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。	12,150	12,150	設置団体（団体） 設置台数（台）	21団体 50台	12団体 21台	◎
671		安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【３-⑶-③】	106,400	55,000	金額（千円）	62,481	65,095	
672		保育園のブロック塀の安全対策	施設の利用者や周辺を通行する市民の安全確保のため、安全性の確認ができなかったコンクリートブロック塀の改修等を行う。	0	200	施設数(園)	1	2	
673		防犯灯設置（ＬＥＤ化）	夜間における犯罪の発生を未然に防止するとともに、公衆の交通安全を図るため、通学路などにおいて防犯灯を設置する。	8,900	8,900	金額（千円）	6,780	8,392	
674		危機管理マニュアルの整備	保育園、幼稚園、学校等において、ハザードマップ等を踏まえた避難マニュアルを作成するとともに、マニュアルを適宜点検し、見直しを行う。	－	－	施設数（施設）	545	544	
675		避難訓練の実施	保育園、幼稚園、学校等において、災害等の際に迅速に対応できるよう、避難経路の安全点検等を行うとともに、地域と連携し、実際に災害が発生したことを想定しながら、危機意識を持った実践的な避難訓練を行う。	－	－	施設数（施設）	544	544	
676		防災教育の実施	保育園、幼稚園、学校等において、園児や児童生徒の発達段階等に応じて、災害から自分の身を守る方法等について指導を行うとともに、地域の水害碑等を活用して過去の災害について学ぶなど、地域の特性等を踏まえた指導を行う。	－	－	施設数（施設）	315	316	
677		保育士・教職員等への研修会の開催	緊急事態の際に適切な判断や対応ができるよう、保育士や教職員等に対して、具体的な対応方法等を学ぶとともに知識を深めるための研修会を開催し、危機管理意識の醸成を図る。	273	273	参加人数(人)	953	659	
678		交通安全教室の開催	交通事故から身を守る意識を高めるため、保育園、幼稚園、学校等を対象に、交通安全教室（横断歩道の渡り方や正しい自転車の乗り方などの実技指導）を開催する。	1,909	1,946	回	550	543	
679		中・高校生に対する自転車教本の作成	中学校１年生や高校１年生を対象とした自転車教本を作成し、市内の全ての中・高等学校の生徒に配付する。	258	1,485	配付数（冊）	69,847	24,460	
680		自転車運転免許制度の実施	市内の中・高等学校の自転車通学者を対象とした自転車通学許可証制度や、市立小学校の３年生を対象とした自転車運転免許証制度を継続的に実施し、自転車の交通ルール・マナーの遵守を促す。	1,273	1,273	配付数（枚）	11,543	12,456	
681		学校での交通安全教育の推進	こどもの交通事故から身を守る意識を高めるため、関係機関や団体等との協力・連携により、歩行者のマナーや正しい自転車の乗り方等、交通安全教育を推進する。	－	－	施設数（施設）	230	230	
682		安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【３-⑶-①】	106,400	55,000	金額（千円）	62,481	65,095	

重点施策（４）　こども・若者の意見をいかした取組の推進

No.	新規・拡充等別	名　称	内　容　（令和８年度）	予　算		実　績			独自制度
				令和８年度	令和７年度		令和７年度	令和６年度	
683		多様な方法によるこども・若者への意見聴取の推進	施策の目的等に応じて、ワークショップ、座談会など多様な方法により、こども・若者等の意見聴取を推進する。	－	－	実施回数（回）	8	18	
684		声を聴かれにくいこども・若者への意見聴取の推進	声を聴かれにくいこども・若者の意見を施策に反映させるため、ヤングケアラーなどからの意見聴取を推進する。	－	－	実施回数（回）	1	4	
685		児童相談所におけるこどもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【２-⑴-②】	－	－	－	－	－	
686		児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【２-⑴-②、２-⑵-①】	7,435	6,395	施設訪問回数（回）	67	42	
687		こども・若者意見の施策等への反映状況のフィードバック	こども・若者からの意見の施策への反映状況をホームページで公表するなど、こども・若者へのフィードバックを推進する。	－	－	実施回数（回）	1	2	
688		こども・若者の意見表明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【３-⑴-⑥】	－	－	－	－	0	